

婦人労働資料 No. 34

婦人労働の実情

1953年

労働省婦人少年局

は し が き

戦後、働く婦人の法制上の地位は男子と同等になり、また急速に発展した労働組合の活動の中で婦人の力も大いに伸びました。同時に、国際的にみても遜色のない手厚い労働保護が確立されたために、婦人の労働条件も戦前に比べて著しく向上し職業への進出もめざましいものがあります。しかし、その変化があまりにも短時日の間におこなわれたために働く婦人の成長もなお、その根が浅く、敗戦後の激しい社会経済上の変動が婦人の雇用、労働条件、組織活動などの上に敏感に反影していることも事実です。特に最近、わが国の経済自立達成の必要が痛感されている折から、今後、働く婦人の上にもどの様な影響がもたらされるかは、婦人の労働に関心をよせている人々の大きな関心事の一つでありましょう。この資料は一九五三年の統計を中心として、働く婦人の現状を示そうとしたものですが、別刊「婦人労働統計資料——一九五三年——」及び既刊「婦人労働の実情——一九五二年——」とあわせてみて頂くなら、一そう、その動きがはつきりすると思います。

働く婦人の保護とその地位の向上のためにこの資料がいくぶんでもお役に立てば幸いです。

なお、この資料の作成にあつては、労働統計調査部、労働基準局、職業安定局の御協力をえましましたことをしるして、感謝の意を表します。

一九五三年八月

目次

は し が き

一、婦人の就業状態

- (一) 女子労働力人口 一
- (二) 女子就業者 四
- (三) 女子雇用の現状 七
- (四) 女子の失業 一七
- (五) 労働市場における女子労働力の需給 一九

二、婦人の労働条件

- (一) 女子の賃金 二三
- (二) 女子の労働時間及び労働日数 三〇

三、婦人の労働保護

- (一) 女子に関する労働基準監督実施状況 三二
- (二) 働く婦人の母性保護 三三
- (三) 婦人と労働衛生 三七
- (四) 婦人と労働災害 三九

四、労働組合の中の婦人

- (一) 女子の組合加入状況 四二
- (二) 女子の役員選出状況 四二
- (三) 婦人部の活動状況 四六

統計表

表1	生産年令人口中に占める労働力人口の比率（一九四八年平均～一九五三年平均）	二
表2	産業及び男女別就業者数（一九五三年平均）	四
表3	従業上の地位別及び男女別就業者数（一九五三年平均）	五
表4	女子月別農林非農林別就業者数（一九五三年一月～十二月）	六
表5	男女及び年別就業者数（一九四八年平均～一九五三年平均）	七
表6	年別男女別就業者数及び比率（一九五二年平均～一九五三年平均）	七
表7	産業別男女別雇用者数（一九五三年平均）	八
表8	男女別常用雇用者数及び構成比率（製造業）（一九五三年平均）	九
表9	男女及び年別雇用者数（一九四七年～一九五三年）	〇
表10	産業別女子雇用者数（一九五二年平均～一九五三年平均）	〇
表11	従業上の地位別男女別雇用者数及び増加率（一九五二年平均～一九五三年平均）	一
表12	男女別雇用指数（三〇人以上）（一九五一年平均基準、一九五一年平均～一九五三年平均）	一
表13	産業別男女別雇用指数（一九五一年平均基準、一九五一年平均～一九五三年平均）	一
表14	男女及び月別雇用指数（一九五三年一月～十二月）	二
表15	男女別異動率（入職率・離職率）	三
表16	雇用者の平均年令、勤続年数、扶養家族数（一九四九年一月）	三
表17	男女別年令別労働者構成（一九五三年十二月末現在）	四

表18	男女別、職場別雇用者の平均年令及び勤続年数	一五
表19	職業大分類別就業者数（全国）（一九五三年一〇月）	一七
表20	男女別完全失業者数（一九四八年～一九五三年）	一八
表21	男女別追加就業希望者数（一九五二年～一九五三年）	一八
表22	公共職業安定所を通した中学、高校卒業者の需求状況（一九五三年卒業者）	二〇
表23	男女別年令別労働市場別求人比率（一九五二年六月）	二〇
表24	職業大分類別一般の新規求人数、求職数、就職数調（一九五二年計～一九五三年計）	二一
表25	一般の職業紹介状況（一九五二年計～一九五三年計）	二一
表26	日雇の職業紹介状況（一九五二年計～一九五三年計）	二二
表27	産業大分類別男女別現金給与総額（一九五三年）	二五
表28	製造業中分類別女子給与の高い産業（一九五三年一月～二月平均）	二六
表29	製造業中分類別女子給与の低い産業（一九五三年一月～二月平均）	二六
表30	戦後の男女の現金給与の推移（一九四七年～一九五三年）	二七
表31	産業大分類別現金給与月額男女比率（一九五二・三年平均）	二七
表32	製造業の現金給与月額男女比率（一九五二・三年平均）	二八
表33	京浜地区一般事務員の年令階級別一人月間平均きまつて支給する給与男女比率（一九五三年七月）	二八
表34	旧制中学卒業一般事務員の一人平均一時間当り賃金額（広島市）（一九五二年八月）	二九
表35	年別男女別一人一月及び一日実労働時間数と出勤日数（一九五三年平均）	三〇
表36	男女別一人一月平均所定外実労働時間（一九五三年平均）	三一

表 37	労働基準法違反事件数に対する女子に係る条又違反件数の割合（一九五一年～一九五三年）	三二
表 38	労働基準法女子関係条又違反件数（一九五二年～一九五三年）	三二
表 39	女子保護実施状況（一九五二年）	三四
表 40	男女病類及び月別欠勤率（一九五二年一月～三月）	三七
表 41	男女及び病類別罹病率（一九五三年一月～六月）	三八
表 42	産業別女子罹病率（一九五三年一月～六月）	三八
表 43	男女・年少別死傷災害発生率（一九五二年）	三九
表 44	女子労働者業種別災害発生件数（一九五二年）	四〇
表 45	女子労働者原因別（年次別）死傷災害発生率（一九五一年～一九五三年）	四一
表 46	産業別単位労働組合数及び組合員数（一九五三年六月現在）	四三
表 47	男女別労働組合役員選出状況（一九五二年～一九五三年）	四五

統計図表

図 1	女子の生産年令人口及び労働力人口の増加率（一九四八年～一九五三年）（その一）	三
図 1	男子の生産年令人口及び労働力人口の増加率（一九四八年～一九五三年）（その二）	三
図 2	男女別労働力人口比率の推移（一九四八年～一九五三年）	三
図 3	男女別就業者構成比率（一九五三年平均）	五
図 4	産業別女子就業者百分率（一九五三年平均）	五
図 5	月別女子就業者数比較（一九五三年一月～二月）	六
図 6	産業及び男女別雇用者数（一九五三年平均）	八
図 7	男女別雇用指数の推移（一九五三年一月～二月）	一二
図 8	女子雇用指数の推移（製造業）（一九五二年一月～一九五三年二月）	一二
図 9	公共職業安定所扱労働力需求及び雇用者の男女別割合（一九五三年）	一九
図 10	男女別年令別求人比率（南関東）（一九五二年六月）	二〇
図 11	男女別完全失業者（一九五二年～一九五三年）	一八
図 12	年令別男女別雇用者数（一九五〇年一〇月国勢調査）	一四
図 13	産業別女子労働者数に対する有夫者率（一九五二年）	一五
図 14	工場労働者の生活時間（A工場例）平日（一九五〇年）	一六
図 15	雇用者の教育程度（一九四九年一月）	一六
図 16	京浜地区「一般事務員」含まれて支給する現金給与額「階級別労働者分布」（一九五三年七月）	一四

図17	賃金階級別労働者分布（一九四九年一月）	一一三
図18	女子産業別年別一カ月平均現金給与総額（一九五二年）（一九五三年）	一一五
図19	男女別年令階級別一人一時間当り賃金（広島市）（一九五二年八月）	一一九
図20	男女別月間実労働時間（一九五三年）	一二〇
図21	女子労働者総数に対する女子有夫者率及び産前産後休業者率（一九五二年）	一二五
図22	男女別病類別欠勤率（一九五二年二月）	一二七
図23	全産業男女別死傷災害発生率（一九五二年）	一四〇
図24	女子の産業災害の原因（一九五二年）	一四一
図25	労働者総数、女子労働者別災害の原因率比較（一九五一年）（一九五二年）	一四一
図26	男女別労働組合推定組織率の推移	一四五

一九五三年婦人労働の实情

一、婦人の就業状態

（一）女子労働力人口

婦人の仕事は主に家事労働であるように思われていますが、実際は、案外、多くのひとたちが生産活動に参加しています。一九五三年（昭二八）の女子労働力人口——就業者と完全失業者^{（註1）}は、六二二万人におよんでおり、一四才以上の女子人口（これを生産年令人口という）の半数以上、五三・一%をしめています。これは男子労働力人口二、七七七万がその一四才以上の人口の八四・六%であるのとくらべると、なお相当の開きがあることは事実ですが、労働可能とみられる年令に達した婦人の過半数が生産活動に参加していることは注目値することでしょう。（表1）

戦後、女子の労働力人口は年を逐つて増加の傾向にあります。それは女子人口の増加ばかりが原因しているものではありません。戦争で一家の働き手をうしない、あるいは戦後の経済変動の中で多くの婦人が老若、未婚婚をとわず、みづから働いて家族をやしなひ、又、家計をたすけなければならなくなりました。一方、教育が機会均等になり、婦人解放の気運がたかまるにつれて、すすんで職業につき、経済的に自立し、又、みづからの能力をいかして社会に貢献したいとねがう婦人もふえています。つまり、人口の増加とともに、経済的社会的情勢の変化が婦人を生産活動へとおしだしているのだということができます。

これを数の上からみると、男子は生産年令人口と労働力人口の増加の割合がほぼ並行しているのに対して、女子は労

図1 (その1)

女子の生産年齢人口及び
労働力人口の増加率
(1948年～1953年)

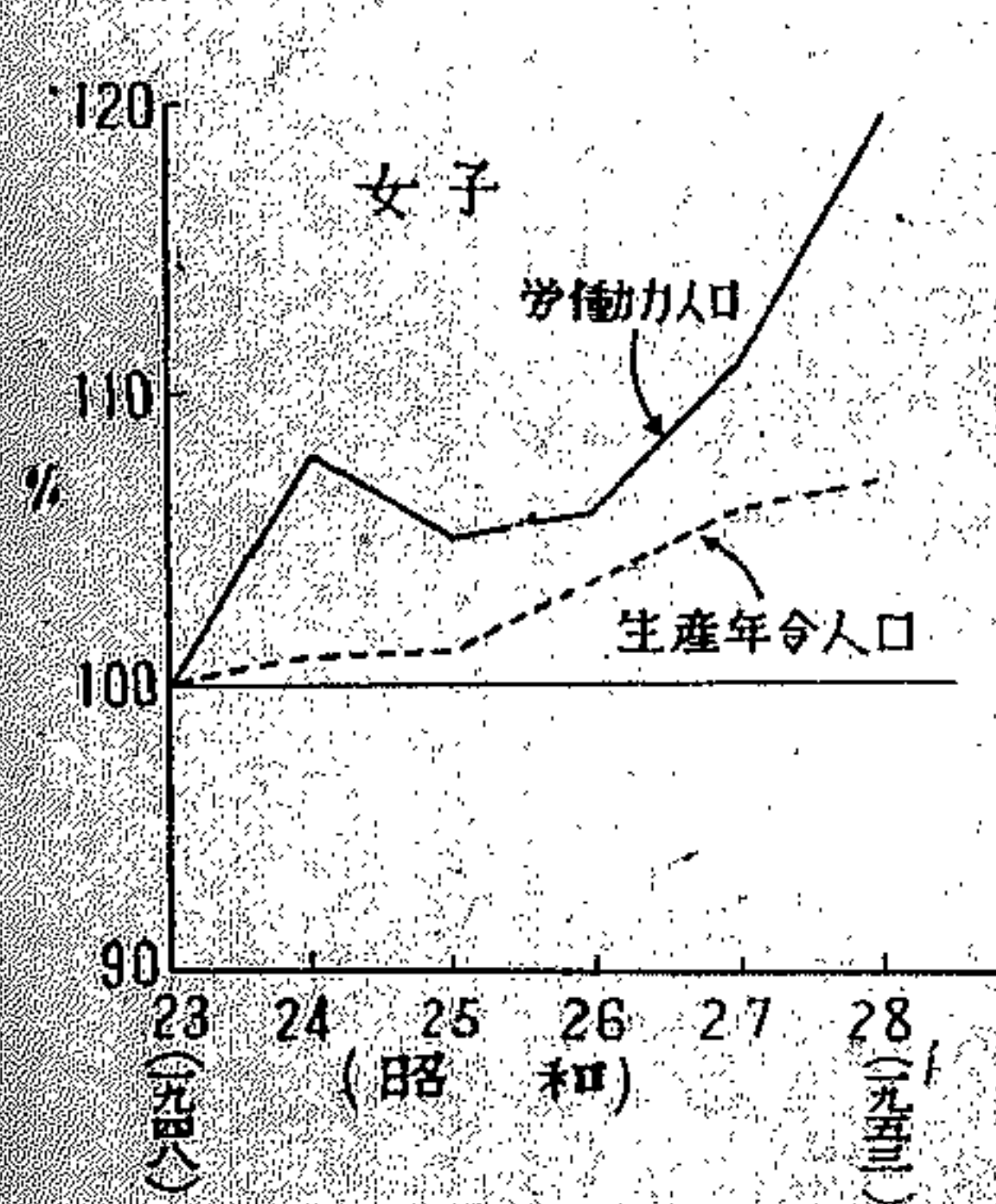


図1 (その2)

男子の生産年齢人口及び
労働力人口の増加率
(1948年～1953年)

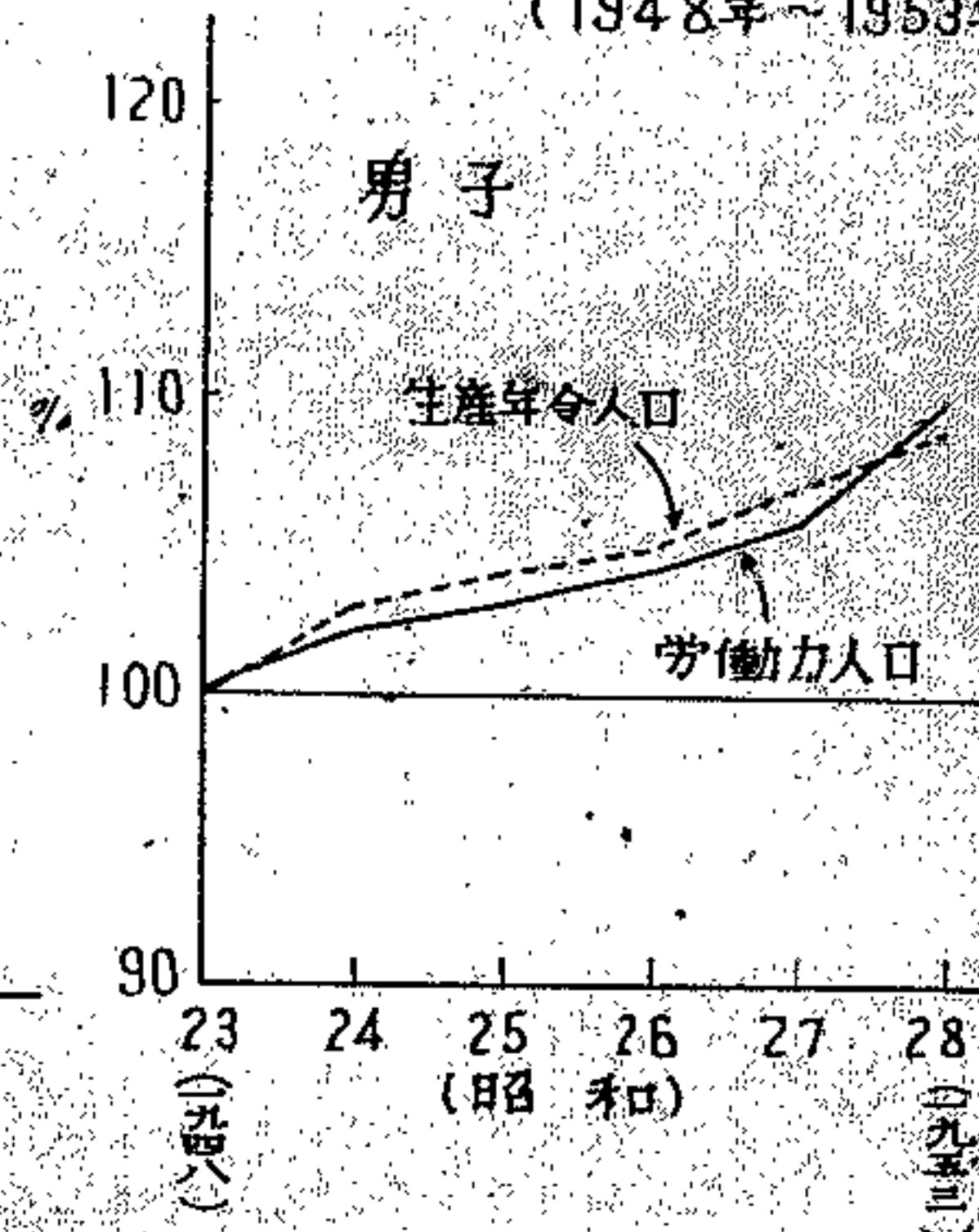
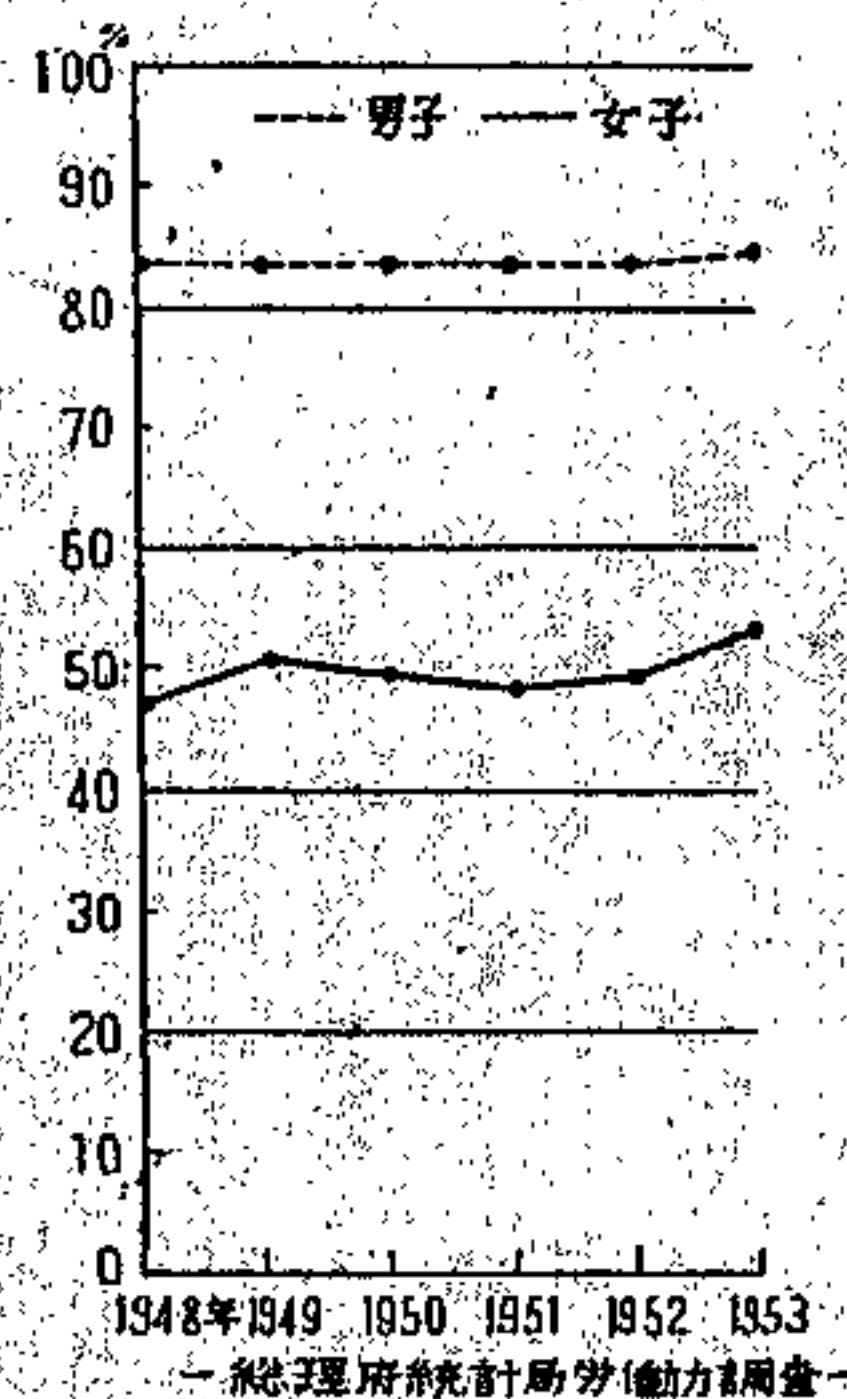


図2 男女別労働力人口比率の推移
(1948年～1953年)



— 総理府統計局労働力調査 —

労働力人口の増加は生産年齢人口の増加を明らかに上まわつていきます。図1、(その1)(その2)一九五三年(昭二八)の一四才以上の女子人口は、一九四八年(昭二三)当時からみると約二〇七万、七％の増加をみていますが、その間、女子の労働人口の増加はこれより多く、約二七〇万、二〇％も増加しています。従つて、労働力人口比率(生産年齢人口中労働力人口のしめる比率)は、男子はほとんど横ばいで八三―四％をたもっているのに比べて、女子は戦後、むしろ上昇の傾向をみせています。(図2)

表1 生産年齢人口中に占める労働力人口の比率

(1948年平均～1953年平均) (単位千人)

年 別	生産年齢人口	労働力人口	労働力人口比率
総 数			
1948年平均(昭和23年)	53,990	34,840	64.6
1949 // // 24 //	54,850	36,440	66.4
1950 // // 25 //	55,240	36,160	65.5
1951 // // 26 //	56,260	36,600	65.1
1952 // // 27 //	57,400	37,750	66.7
1953 // // 28 //	58,310	39,700	68.1
女			
1948年平均(昭和23年)	28,470	13,500	47.4
1949 // // 24 //	28,710	14,610	50.9
1950 // // 25 //	28,870	14,230	49.3
1951 // // 26 //	29,650	14,480	48.8
1952 // // 27 //	30,170	15,040	49.9
1953 // // 28 //	30,540	16,220	53.1
男			
1948年平均(昭和23年)	25,420	21,340	83.9
1949 // // 24 //	26,140	21,840	83.6
1950 // // 25 //	26,370	21,930	83.2
1951 // // 26 //	26,610	22,130	83.2
1952 // // 27 //	27,270	22,720	83.3
1953 // // 28 //	27,770	23,480	84.6

註1) 労働力人口比率は労働力人口の14才以上人口総数に対する比率である。

総理府統計局労働力調査

(一) 女子就業者

一九五三年(昭二八)現在、女子の就業者は、六〇二万で、総就業人口中四〇・八%をしめており、わが国の産業の相当部分を婦人が担っていることを示しています。しかしこれも産業によつてかなりの開きがあります。農林業就業

表2 産業及び男女別就業者数

(1953年平均) (単位千人)						
産 業 別	女 子		男 子		産業別総 数中女子 の割合	別 合
	実 数	%	実 数	%		
全 産 業	16,020	100	23,220	100	40.8	%
農 林 業	8,670	54.1	8,460	36.4	50.6	%
漁業及び水産養殖業	110*	0.7	550	2.4	16.7	%
鉱 業	70*	0.4	550	2.4	11.3	%
建 設 業	170	1.0	1,410	6.1	10.7	%
製 造 業	2,340	14.6	4,400	18.9	34.7	%
卸売小売並びに金融 保 険 不 動 産 業	2,480	15.5	3,290	14.2	43.0	%
運輸通信及びその他 の 公 益 事 業	220	1.3	1,690	7.3	5.9	%
サ ー ビ ス 業	1,790	11.2	1,910	8.2	48.4	%
公 務	190	1.2	950	4.1	16.7	%

- 註1) * 印は誤差率が大である。
 2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。
 総理府統計局労働力調査

ところがわが国の就業者についてみられる一つの特色は近代的な労働関係にある雇用労働者が比較的に少く、事業の経営主の家族が賃金をうけずに家業に従事する場合が多いのですが、殊に零細経営の多い農林業では家族従業者の労働力に資

表3 従業上の地位別及び男女別就業者数 (1953年平均) (単位千人)

	総数	実数		%	
		女	男	女	男
14才以上人口	58,310	30,540	27,770		
労働力人口	39,700	16,220	23,480		
就業者	39,250	16,020	23,220	100%	100%
自営業者	10,270	2,180	8,090	13.6	34.8
家族従業者	14,180	9,760	4,400	60.9	18.9
雇用者	14,800	4,080	10,720	25.5	46.3
完全失業者	450	190	260		

総理府統計局労働力調査

図3 男女別就業者構成比率

(1953年平均) 総理府統計局労働力調査

■ 自営業 ■ 家族従業者 □ 雇用者

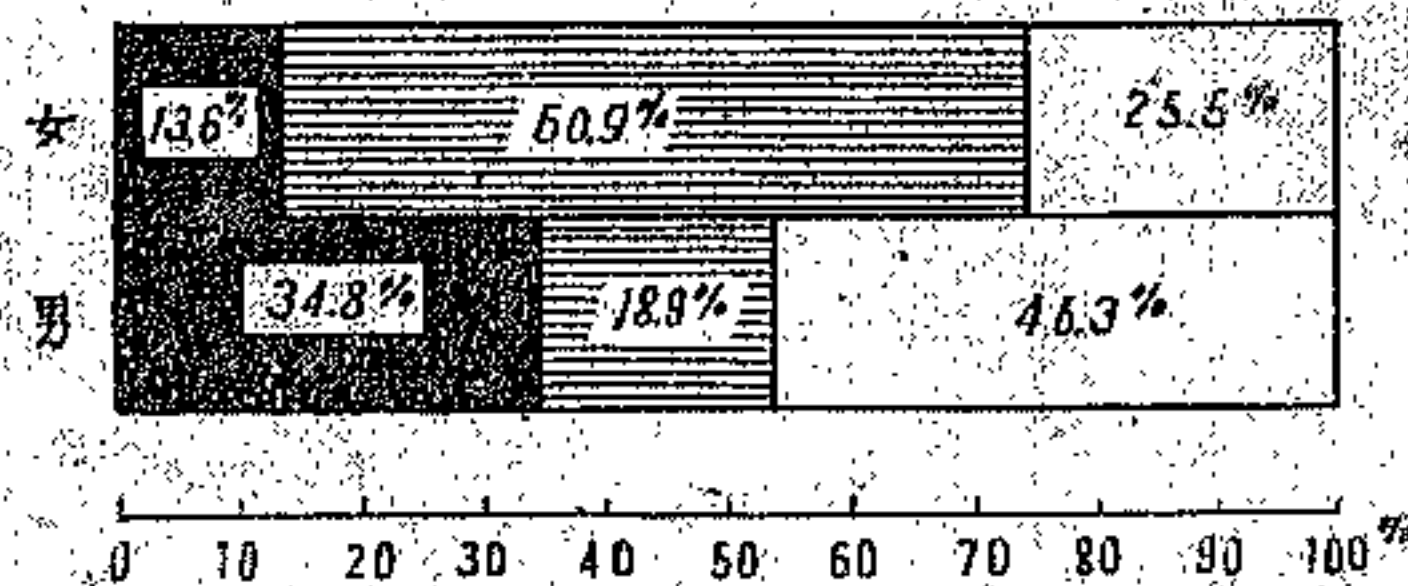
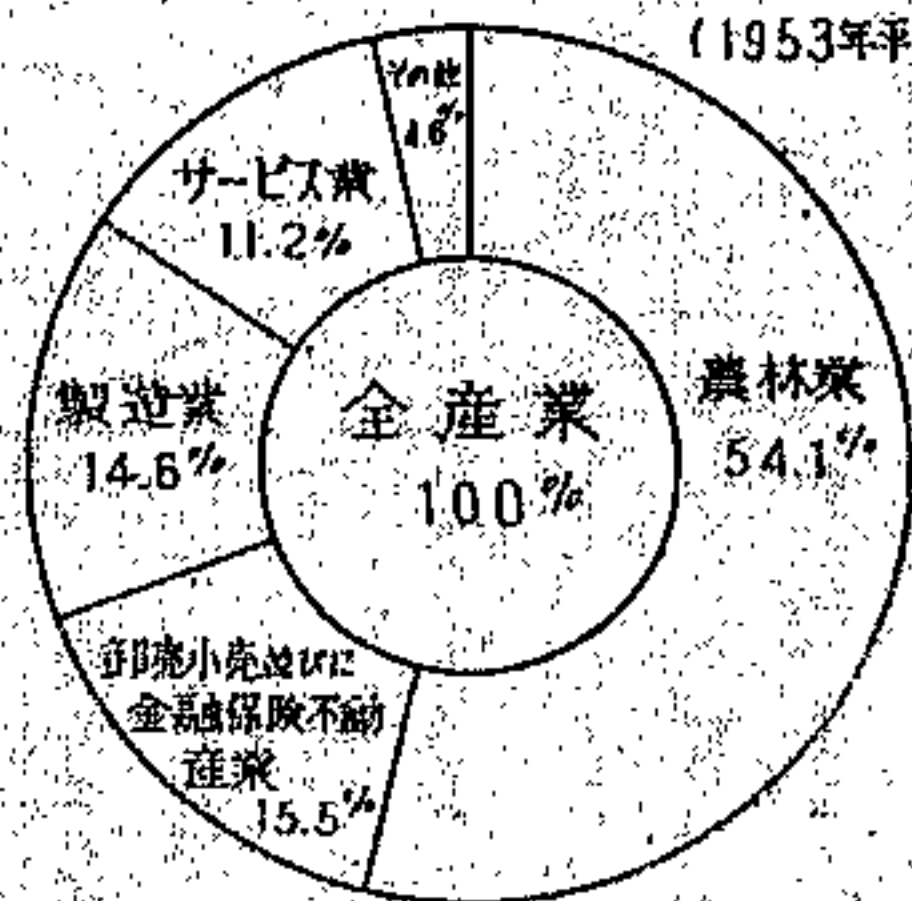


図4 産業別女子就業者百分率

(1953年平均)



註 表2註1)参照

労働力調査による

うことが大です。そのため、就業者の過半数が農林業に従事している女子の場合には、特に家族従業者が圧倒的に多くなっています。(表3、図3、図4)しかし、非農林業では家族従業者よりも雇用者の方が多く、過半数をしめています。またわが国の農業は零細な規模で動力よりも人の労働力に依存しているために、毎年、季節的な繁閑により就業者数が大きく変動する傾向があり、特に女子の就業者はその影響が強く現れています。一九五三年(昭二八)についても、女子就業者、特に農林業就業者は一、二月及び八、九月の農閑期を谷とし、六月及び十月の農業期を山として増減して

(三) 女子雇用の現状

(1) 女子の雇用のうごき

妻や娘として婦人が家業にたずさわり、あるいはその家に必要な日用品の生産に従事することは古くから行われていたことですが、婦人が家の外に出て働き、賃金をもらうという労働の形態がひろく行われるようになったのは、

表5 男女及び年別就業者数
(1948年平均～1953年平均) (単位千人)

年 別	女 子	男 子	年別就業者総数 中女子の割合
1948年平均(昭和23年)	13,410	21,190	38.8
1949年 / 24 /	14,456	21,610	40.1
1950年 / 25 /	14,080	21,640	39.4
1951年 / 26 /	14,330	21,890	39.6
1952年 / 27 /	14,860	22,420	39.8
1953年 / 28 /	16,020	23,220	40.8

総理府統計局労働力調査

表6 年別男女別就業者数及び比率
(1952年平均～1953年平均) (単位千人)

	年 別	性別	就 業 者			
			總 数	自営業者	家 族 従業者	雇用者
実 数	1952年 (昭和27年)	男女計	37,290	10,120	12,950	14,210
		女	14,860	2,080	8,880	3,900
		男	22,420	8,040	4,070	10,310
	1953年 (昭和28年)	男女計	39,250	10,270	14,180	14,800
		女	16,020	2,180	9,760	4,080
		男	23,220	8,090	4,400	10,720
比 率	1952年 (昭和27年)	男女計	100%	100%	100%	100%
		女	100	100	100	100
		男	100	100	100	100
	1953年 (昭和28年)	男女計	105.3%	101.5%	109.5%	104.2%
		女	107.8	104.8	109.9	104.6
		男	103.6	100.6	108.1	104.0

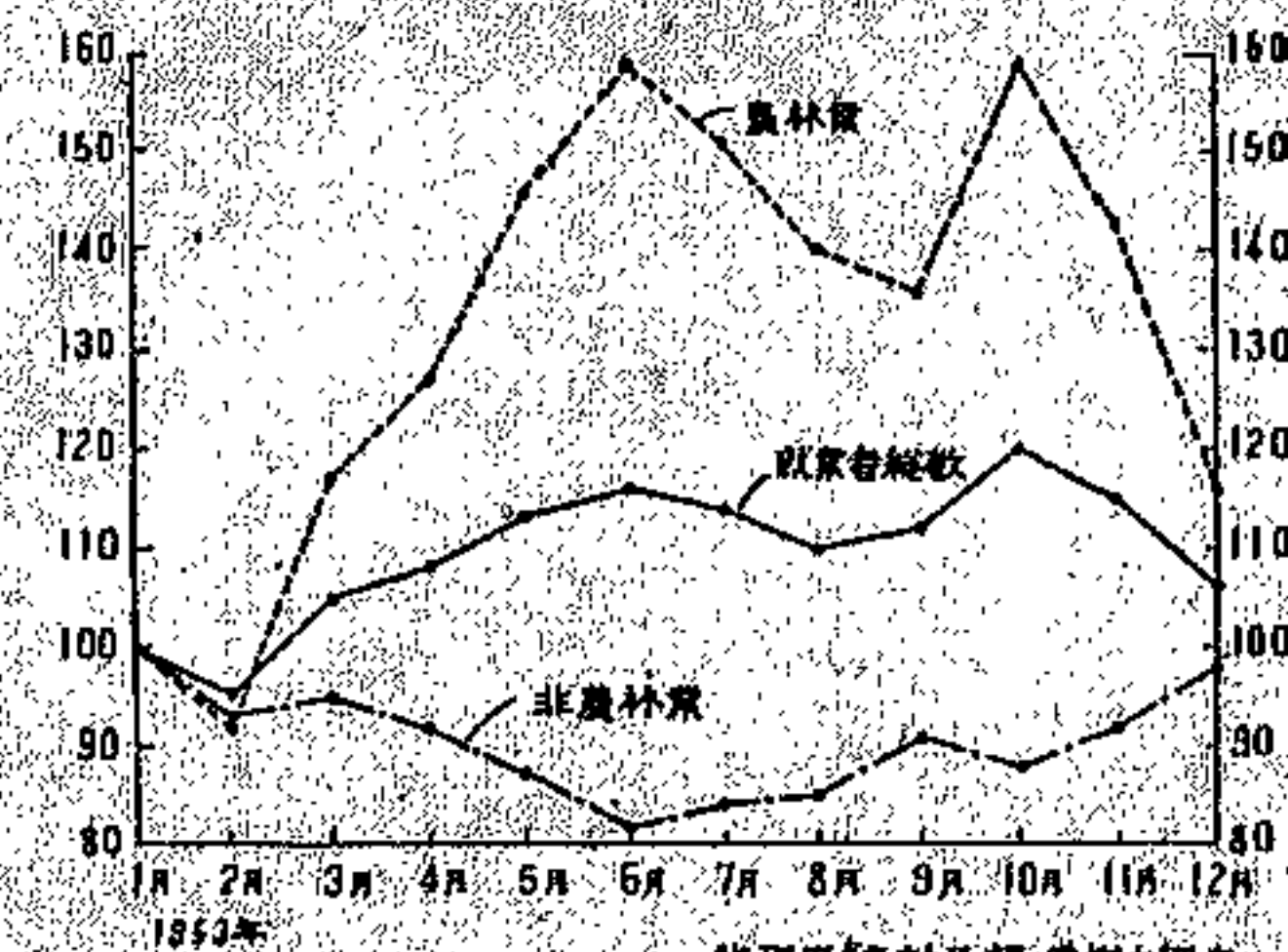
総理府統計局労働力調査

表4 女子月別農林非農林別就業者数
(1953年1月～12月)

年 別	就 業 者		農林業就業者		非農林業就業者	
	実 数	%	実 数	%	実 数	%
1953年 1月	14,640	100	6,560	100	8,090	100
2月	13,950	95	6,030	92	7,920	98
3月	15,350	105	7,680	117	7,670	95
4月	15,800	108	8,350	127	7,450	92
5月	16,590	113	9,590	146	7,000	87
6月	16,970	116	10,360	159	6,610	82
7月	16,730	114	9,930	151	6,800	84
8月	16,080	110	9,180	140	6,890	85
9月	16,320	112	8,920	136	7,400	91
10月	17,520	120	10,430	159	7,090	88
11月	16,820	115	9,390	143	7,430	92
12月	15,500	106	7,580	116	7,920	98

総理府統計局労働力調査

図5 月別女子就業者数比較
(1月数=100) (1953年1月～12月)



総理府統計局労働力調査

この様に、女子の就業者は季節的に変動しますが、そうした季節的変動を別にしても、その数は戦後、次第にあえてきています。(表5)一九五二年(昭二七)から一九五三年にかけては、男子より増加が大きく、男子は八〇万(前年比三・六%)の増加に対し、女子は一六万(前年比七・八%)もふえています。就業者の中でも特に著しい増加を示しているのは、家族従業者で、雇用者は比較的増加の割合が多くありません。(表6)

(表4、図5)

がわかります。農林業の就業者の中から相当数が農林業に就労するということになります。向から、農繁期には、家事労働に、その他で生産に参与していただくもの(非労働力人口)や非農林業の就業者が農林業に就労するということになります。

表8 男女別常用雇用者数及び構成比率（製造業）
（1953年平均 毎月勤労統計地方調査による）（単位1人）

産業中分類	実数			%		
	総数	女	男	総数	女	男
製造業	2,688,366	888,513	1,799,852	100	33.1	66.9
食品製造業	127,998	48,957	79,042	100	38.2	61.8
繊維製造業	28,782	11,850	16,933	100	41.2	58.8
繊維機械製造業	604,359	438,206	166,153	100	72.5	27.5
衣服及び身用品製造業	47,950	34,953	12,997	100	72.9	27.1
木材及び木製品製造業	63,898	13,774	50,124	100	21.6	78.4
家具及び製備品製造業	17,702	3,302	14,400	100	18.7	81.3
紙及び類似品製造業	85,074	18,966	66,108	100	22.3	77.7
印刷出版及び類似産業	116,553	22,321	94,231	100	19.2	80.8
化学工業	266,256	60,584	205,672	100	22.8	77.2
石油及び石炭製品製造業	17,247	2,688	14,559	100	15.6	84.4
ゴム製品製造業	60,996	29,538	31,458	100	48.4	51.6
皮革及び皮革製品製造業	9,602	2,079	7,523	100	21.7	78.3
ガラス及び土石製品製造業	121,726	32,237	89,489	100	26.5	73.5
第一次金属製造業	263,821	20,802	243,019	100	7.9	92.1
金属製品製造業	80,028	15,295	64,733	100	19.1	80.9
機械製造業	237,366	26,475	210,891	100	11.2	88.8
電気機械器具製造業	186,277	50,435	135,842	100	27.1	72.9
輸送用機械器具製造業	267,471	22,292	245,180	100	8.3	91.7
医療機械、理化学機械、写真機 光学機械器具及び時計製造業	51,404	14,159	37,245	100	27.5	72.5
その他の製造業	40,931	19,950	20,981	100	48.7	51.3

註1) 表中の数字は推計数である。

職場として大切な分野とい
うことができます。(表8)
製造業では、せんに産業の
他、化学工業、電気機械器
具製造業、食品品製造業な
どのいわゆる軽工業にも多
くの婦人が雇われています
が、一方、第一次金属製造
業、輸送用機械器具製造業
などの重工業にも相当数の
婦人が働いているのが注目
されます。
婦人の雇用は戦後、一九
四九年(昭二四)を除き、
毎年、増加しています。が、
その増減ともに男子よりも
動きが大きく、その不安定
な特徴を示しています。
(表9) 女子雇用者の数は

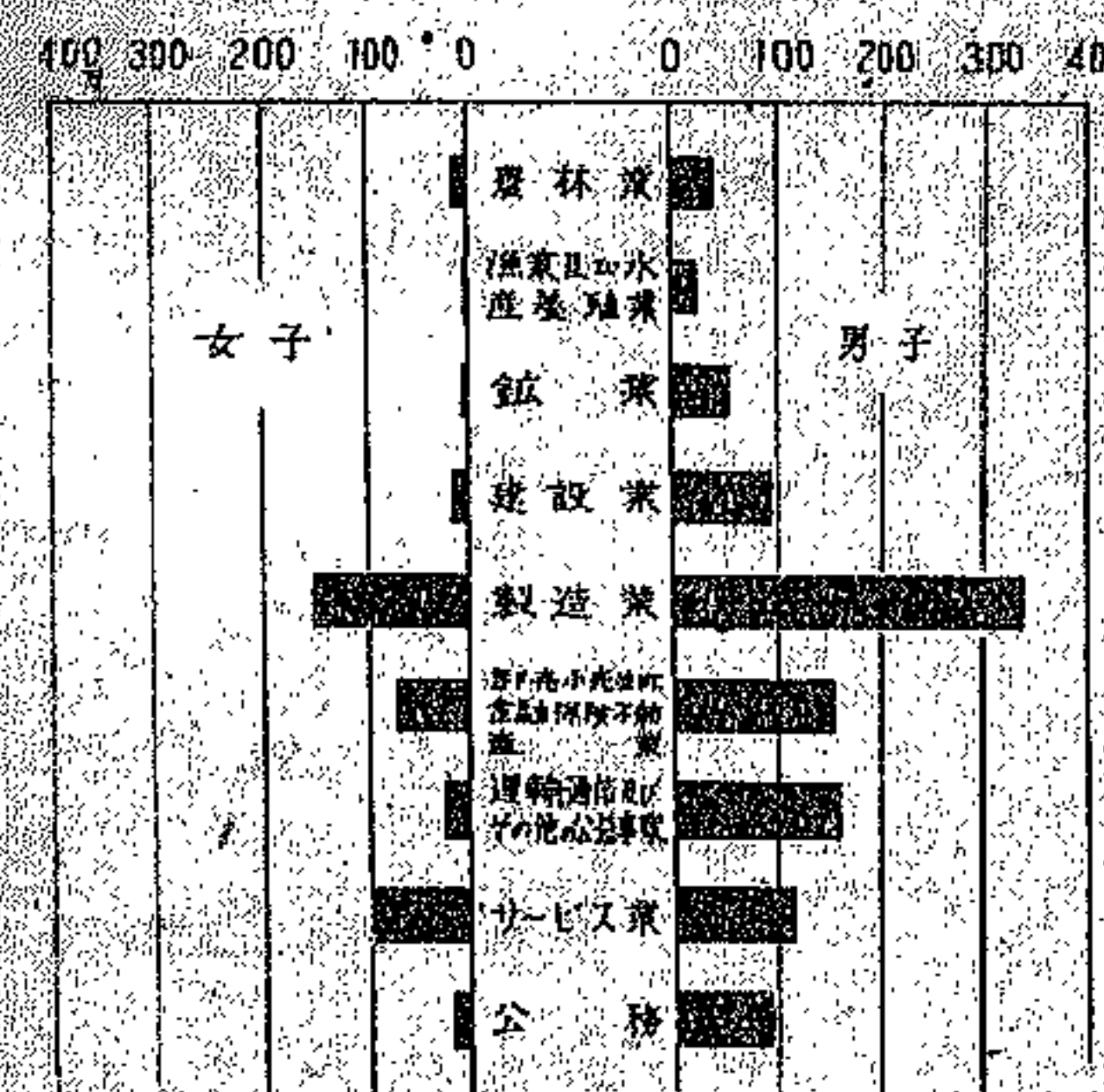
表7 産業別男女別雇用者数
（1953年平均）（単位千人）

産業別	女子	男子	産業総数中 女子の割合
全産業	4,080	10,720	27.6
農林業	190	390	32.8
漁業及び水産養殖業	20*	220	4.4
鉱業	60*	530	10.2
建設業	170	980	14.8
製造業	1,510	8,360	31.1
卸売小売並びに金融 保険不動産業	770	1,520	33.5
運輸通信及びその他 の公益事業	210	1,600	11.1
サービス業	950	1,170	44.4
公務	190	950	16.7

註1) * 印は誤差率が大である。

総理府統計局労働力調査

図6 産業及び男女別雇用者数（1953年平均）



総理府統計局労働力調査

明治以後のことです。また、百年もたつていません。それにもかかわらず、戦後の今日では、婦人が家の外に働きにでるということが、ごく当然のことであると思われる程になり事業に婦人を雇用することは全く一般的なものになりました。そしてその職場に行つても、婦人の姿をみかけないところは稀と云つてもよい程です。しかし、そうは云つても平均して男子に比べれば女子は雇用者総数の約二八%で、その数は一九五三年現在約四〇八万をかぞえています。このうちサービス業（教育、保健衛生もふくむ）卸売小売業及び金融保険不動産業や、製造業では労働者の中、女子が三十四割をしめており、（表7、図6）特に製造業の中でも輸出産業として重要な地位をしめている紡織業などは、七割以上が女子の労働力に負っています。以上にあげた産業は女子の割合が多いばかりでなく、その数の多いことからみても婦人の

表11 従業上の地位別男女別雇用者数及び増加率
(1952年平均～1953年平均)

年 別	性別	総 数	経営事務 技術者	常務 見習者	労働者 日 務者
実 数	1952年	千人 3,900 10,310	千人 1,360 3,800	千人 2,220 5,820	千人 320 690
	1953年	4,080 10,720	1,420 3,870	2,230 6,030	430 820
比 率	1952年	% 100 100	% 100 100	% 100 100	% 100 100
	1953年	104.6 104.0	104.4 101.8	100.5 103.6	134.4 118.8

註1) 表中の年平均は千位以下四捨五入したものである。
総理府統計局労働力調査

表12 男女別雇用指数 (30人以上) 基準=1951

年 次 別	女	男
1951年(昭26)	100%	100%
1952年(昭27)	97.6	100.7
1953年(昭28)	97.4	101.7

註1) 毎月勤労統計調査結果より推計

表13 産業別男女別雇用指数
(1951年平均基準、1951年平均～1953年平均)

産 業 別	1951年		1952年		1953年	
	女	男	女	男	女	男
全 産 業	100	100	97.6	100.7	97.4	101.7
金 融 業	100	100	103.9	100.3	89.3	97.5
製 造 業	100	100	96.9	100.0	96.3	102.0
紡 織 業	100	100	92.2	97.9	87.5	94.8
卸売及び小売業	100	100	103.8	102.8	109.6	108.2
金融及び保険業	100	100	100.6	103.8	105.2	110.9
運輸通信及びその他の公益事業	100	100	104.1	98.9	104.6	90.5

註1) 全産業には建設業を含まない。

労働省労働統計調査部調により婦人少年局が算出せしものである。

不振等により雇用が著しく減つています。その反面、卸売及び小売業、金融及び保険業の方面に、雇用が幾分ふくらんでいのがみられます。(表13)

さらに又女子の雇用を月別にみると、変動の多い特色がここにもあらわれており、毎年、四月の新卒期に山をなし、以後、大体、毎月減少の傾向をたどり、再び、四月にその減耗をとりかえすと云つた傾向がみられます。しかし、一九五三年(昭二八)には製造業中

この様に、一九五三年は全般的にみれば、女子の雇用は一応増加してはいますが、さらに三〇人以上の規模の事業の常用労働者^(註1)については、男子は漸増しているにかかわらず、女子は一九五一年(昭二六)以来漸減しています。(表12)

中でも特に減少しているのは、一般の雇用と同様鉱業及び製造業の生産部門であり、特に、紡織業が特需の減少、輸出

表9 男女及び年別雇用者数
(1947年～1953年) (単位千人)

年 別	女 子	男 子	年別雇用者 総数中女子 の割合 %
1947年(昭和22)10月	3,320	9,160	26.6
1948年(昭和23)10月	3,490	9,700	26.4
1949年(昭和24)10月	3,140	9,520	24.8
1950年(昭和25)10月	3,420	9,620	26.2
1951年(昭和26)10月	3,890	10,120	28.2
1952年(昭和27)10月	3,910	10,050	28.0
1953年(昭和28)10月	4,090	10,880	27.3

総理府統計局労働力調査

表10 産業別女子雇用者数
(1952年平均～1953年平均) (単位千人)

産 業 別	1952年 平 均	1953年 平 均
全 産 業	3,900	4,080
農 林 業	140	190
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	10*	20*
鉱 業	70*	60*
建 設 業	130	170
製 造 業	1,570	1,510
卸売小売並びに金融保険不動産業	670	770
運輸通信及びその他の公益事業	210	210
サ ー ビ ス 業 務	900	950
公 務	200	190
その他の産業及び不詳	0*	0*

註1) * 印は誤差率が大である。

総理府統計局労働力調査

一九五三年一〇月(昭二八)現在で一九四七年同月と比べるとその増加の割合は男子を上まわつてはいますが、しかし、その間、一九四九年の経済九原則に基く企業整備等による雇用の減少は、女子の方に著しく現れており、その後、朝鮮動乱による特需による景気の回復は、再び、女子の雇用を男子にもまして好転させています。

一九五三年も特需の減少と国際収支の悪化にもかかわらず、いわゆる国内消費景気を反影して、全般的には雇用量もわづかながら増加しました。しかし、女子の場合製造業ではむしろ減少しており、卸売小売業及び金融保険不動産業とサービス業等に増加をみせています。(表10、表11)

表15 男女別異動率（入職率、離職率）

職 場 別	入 職		退 職	
	女	男	女	男
註1)電 話 局	1.2	0.9	0.7	0.3
2)病院、診療所	2.4	1.7	1.7	1.2
3)綿 紡 績 工 場	3.9	1.1	2.0	0.9
4)絹人絹織物工場	3.0	2.6	2.2	1.8

註1) 1950年10月—1951年 9月
 2) 1949年 3月—1950年 2月
 3) 1949年12月—1950年11月
 4) 1950年 3月—1951年 2月

いづれも
 婦人少年局調

表16 雇用者の平均年令、勤続年数、扶養家族数（1949年11月）

男 女 別	平均年令	平均勤続年数	平均扶養家族数
男	32.5才	6.6年	2.13人
女	23.8才	3.2年	0.20人

労働省個人別賃金調査

の若い人と交代します。そのために、職場の婦人は男子に比べて勤続もみちかく、したがって年令も一般にかなり若いのです。（表16）女子労働者は、一〇〇〇人中約一三人の割合で一八才未満の年少労働者がいるのに対し、男子は一〇〇人中約四人にすぎない現状です。（表17、図12）

もつとも、働く婦人の年令や勤続年数は、18表の例にみるように、職場により、又、企業の規模によつても相当の開きがあります。しかし、いづれにしても、職場には若くて勤続の短い婦人が多いことは、これらの表からも明らかに推察されます。もつとも戦後は格

前にもふれた様にわが国の女子雇用の特性を一口にいうならば、動きやすく不安定な性格をもち、女子の雇用者数はその時々々の経済や社会状況の変化に影響されて、容易く減つたり、増えたりする傾向があります。しかしまた一面働く婦人自身の特質から云つても、異動が多くて（表15）長く勤続しない傾きがみられます。そして、それは一つには婦人の生活が家族の一員として、なお、家庭の中に深く根を下しているためでありましょう。

今日では、学校を卒業する婦人たちは、進学し、家業に従事するものの他は、職場に出て働くことが普通のこととなつていきます。しかし、彼女たちの多くは結婚までの数年間を職場にすぎし、やがて、若い中に退職して家庭に入り、他の若い人と交代します。そのために、職場の婦人は男子に比べて勤続もみちかく、したがって年令も一般にかなり若いのです。（表16）女子労働者は、一〇〇〇人中約一三人の割合で一八才未満の年少労働者がいるのに対し、男子は一〇〇人中約四人にすぎない現状です。（表17、図12）

(2) 女子雇用者の特性

表14

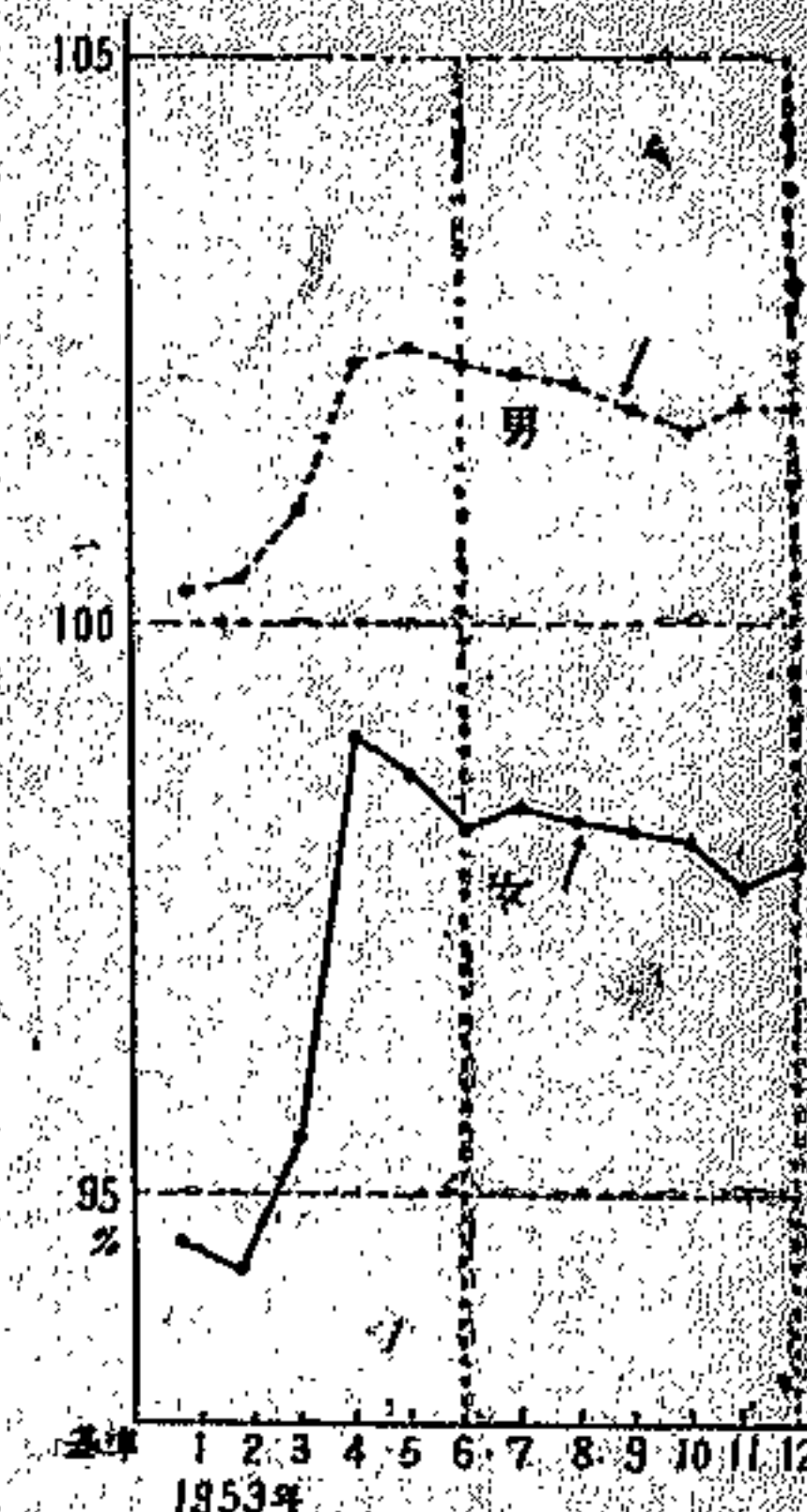
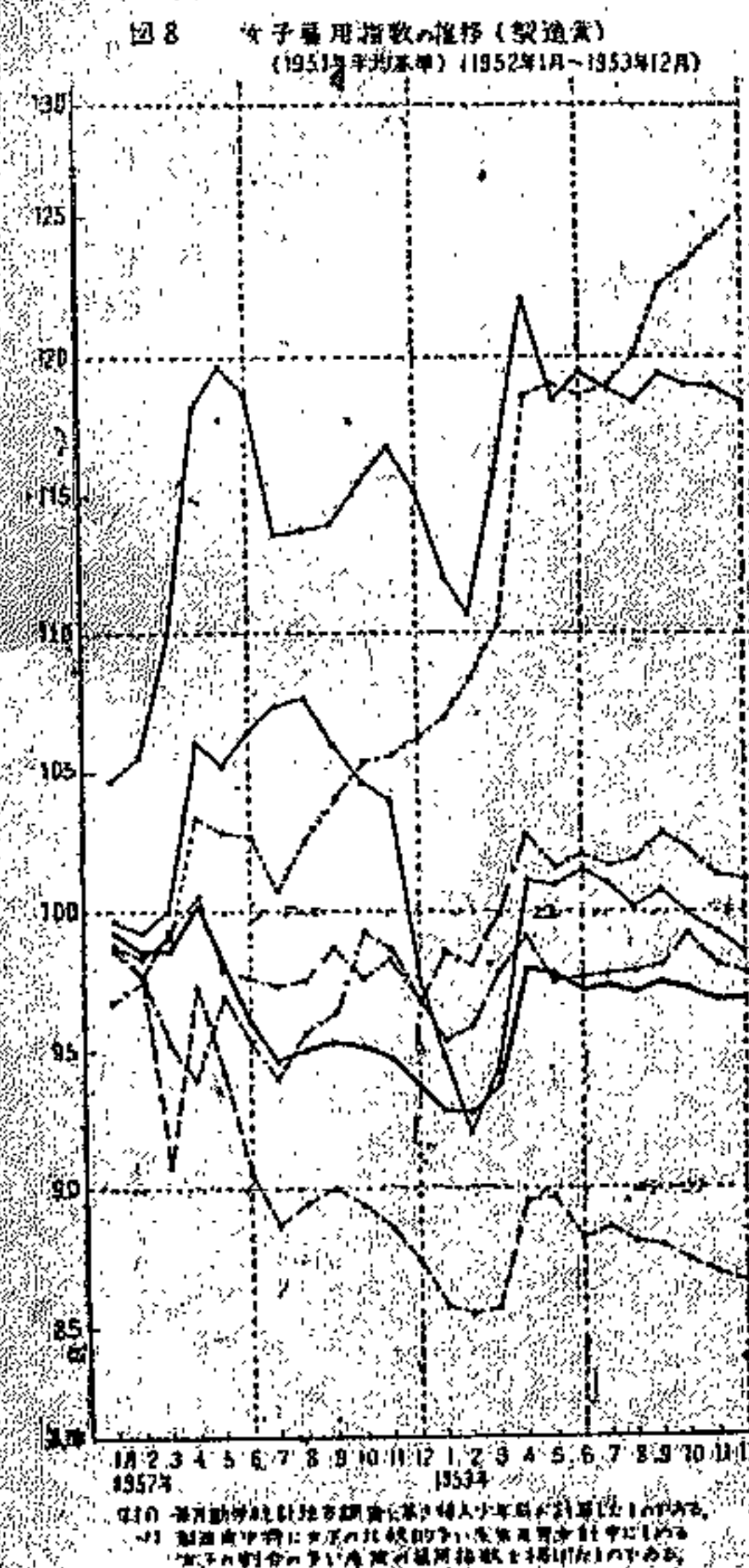
男女及び月別雇用指数（1953年1月～12月）

		調 査 産 業 総 数 (1951年平均=100)											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1953年	女	94.6	94.4	95.5	99.0	98.7	98.2	98.4	98.3	98.2	98.1	97.7	97.9
	男	100.3	100.4	101.0	102.3	102.4	102.3	102.2	102.1	101.9	101.7	101.9	101.9

（労働省、毎月勤労統計より算出）

図7 男女別雇用指数の推移

（調査産業総数）1951年平均=100
 （1953年1月～12月）毎月勤労統計調査より



この四月の新採用の時期にも、前年度同月まで回復した産業は、電気機械器具製造業、食品製造業、ゴム製品製造業等のみで、他はほとんどすべて平均して前年より下つています。（表14、図7、図8）

済上の必要と婦人解放の気運にうながされて、結婚後も引きつづき職場にとどまつて働いていくという婦人がふえる傾向がみえますが、夫に死別、離別したものは別として、夫を持ちながら職場で働いているものの割合はまだ八・二%にすぎません。(図13) 職場に既婚婦人の少い原因の一つとして考えられるのは、何といつても結婚によつて家事労働の負担が重くなることでしょう。(図14) の例でみても、工場の既婚婦人の家事労働に要する時間は男子は勿論、未婚の婦人に比べても、一日あたり四〇分も多く、工場労働等収入のために働く時間と合せると一日一〇時間以上も労働していることとなります。そして、それだけ、睡眠等労働力再生産に必要な時間をへらし、社会的文化的生活を犠牲にしていることを物語っています。又、妊娠出産の負担も既婚婦人を職場から家庭へ引きもどす大きな力となつていふことも争えない事実で、産婦の退職率は三五%にもなつています。その退職の原因は九〇%以上が乳児の哺育のためであつて、特に、退職者は経産婦よりも初産婦の方に二倍も多いこと、産前よりも産後にやめる率の高いことから考えて、労働基準法や健康保険法等母性保護のための法律はありながら、これを裏づける社

表17 男女別年齢別労働者構成 (単位1人)
(1953年12月末現在)

年齢別	性別		割合	
	女	男	女	男
総計	3,030,368	8,484,806	100	100
15才未満	967	16,673	0.03	0.20
15才以上18才未満	393,391	346,590	12.99	4.08
18才以上	2,636,010	8,121,543	86.98	95.72

労働省労働基準局適用事業場労働者数調査

図12 年齢別男女別雇用者数
1950年10月国勢調査

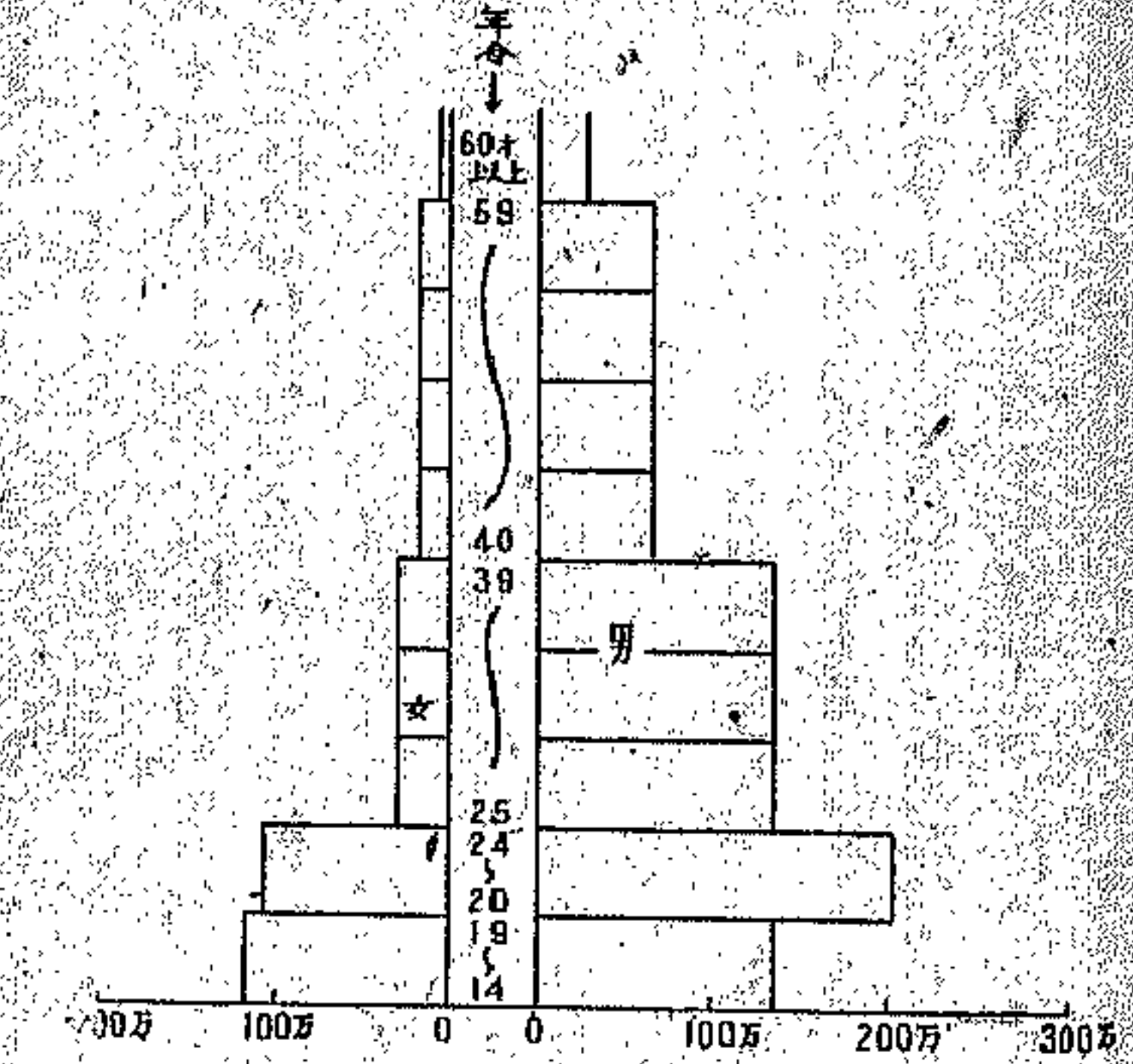
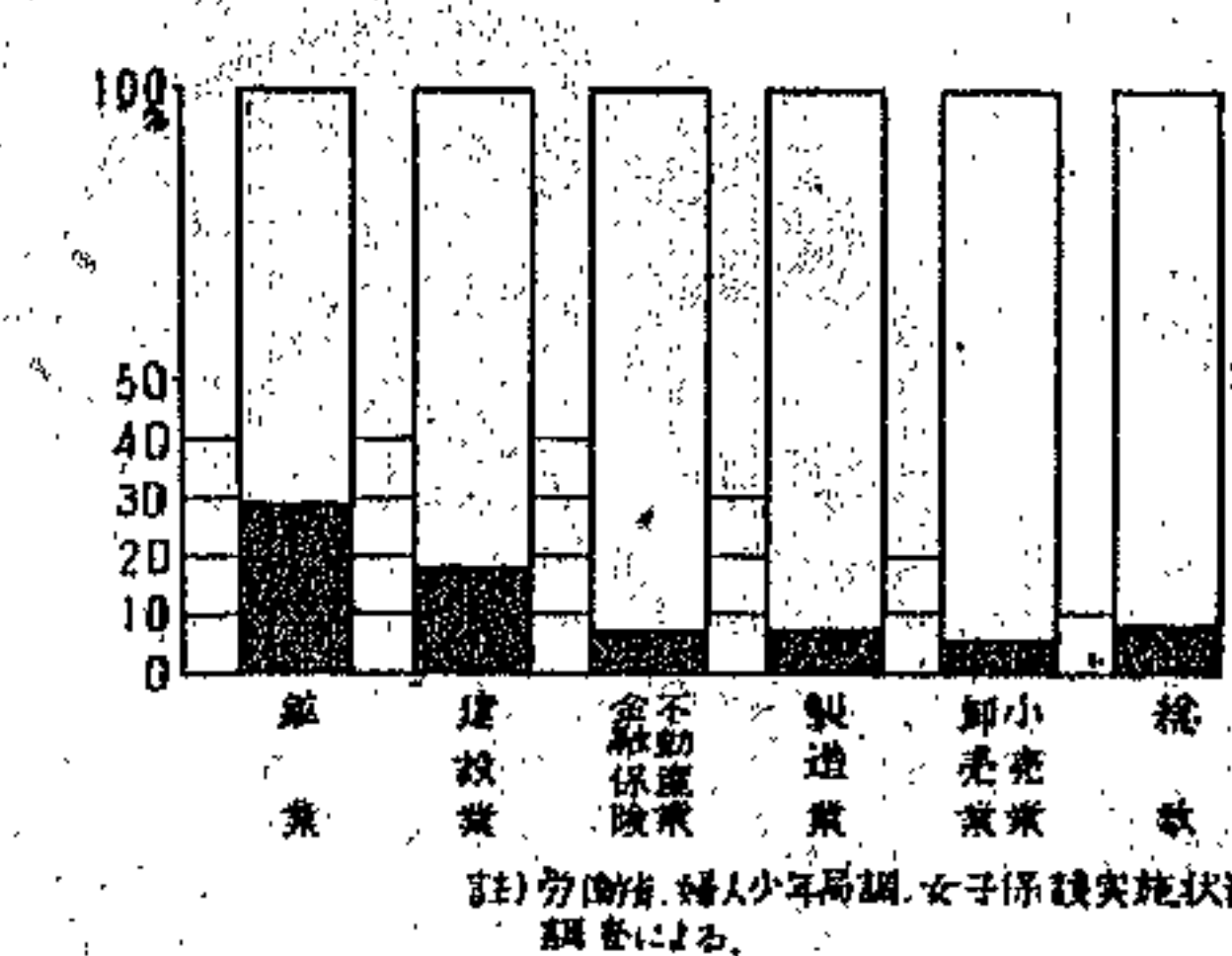


表18 男女別、職場別雇用者の平均年齢及び勤続年数

職場別	平均年齢		平均勤続年数	
	女	男	女	男
1) 病院、診療所	23.0	37.2	2.9	4.8
2) 綿紡績工場	19.6	30.9	2.3	6.6
3) 絹人絹織物工場	25.4	28.5	1.11	2.0
4) 電話局	21.8	-	5.1	-
5) 銀行	23.7	34.6	4.2	9.7
6) 百貨店	22.6	33.3	3.5	8.7

- 註1) 1950年2月(女は看護婦)
2) 1950年11月(10大紡外5社)
3) 1951年2月(20人未満規模)
4) 1951年9月
5) 1952年8月
- 婦人少年局調

図13 産業別女子労働者数に対する割合
(各産業女子労働者数=100)
1952年



会施設などの不十分のため、結局育児の負担に窮してやめていくものが多いと思われまふ。したがって、今日ではよほど家庭の条件に恵まれている場合や、家庭の経済的事情が逼迫しているものを除いては、結婚しても、又、子供ができてなお、職場にふみとどまつ

て働くことは、実際問題としては困難だといふことができません。(註1) 婦人労働調査資料第13号「産前産後休業調査」労働省婦人少年局一九五一年刊しかし結婚した職場の婦人に家庭の負担が重くかかっているとはいふものの、これは程度の差こそあれ、未婚の婦人についても同様で、前掲図14のA工場の例では、一日平均一時間四九分を家事労働についやしてあり、男子の一九分と比較していちぢるしい開きがあります。この事は勤続の短いことや、男子に比べて教育程度の低いこと(図15)などと相まつて、働く婦人が熟練労働者としてのびる機会をはばみ、社会的経済的地位の向上に影響を与えるものといふことができます。

事実一九五二年(昭二七)に婦人少年局が調査した結果では、女子を五〇人以上使用している事業場の幹部職員の九六・五%は男子であり、女子はわずか三・五%にすぎませんでした。又、一九五三年一〇月(労働力調査)現在、女

表19 職業大分類別就業者数（全国）（1953年10月）（単位千人）

職業大分類別	女子	男子	職業別割合		男女計中にしめる女子の割合
			女子	男子	
就業者総数	17,520	23,700	100.0	100.0	42.50
専門的技術的職業	520	1,130	2.97	4.77	31.52
管理的職業	10*	760	0.06	3.21	1.28
事務従業者	1,050	2,370	5.99	10.00	30.70
販売従業者	1,820	2,250	10.39	9.49	44.83
農夫・伐木婦・猟師・漁夫及び類似従業者	10,460	9,560	59.70	40.34	52.25
採鉱採石的職業	40*	390	0.23	1.65	9.30
運輸的職業	0*	540	0	2.28	0
特殊技能工・生産工程者	2,750	6,150	15.70	25.95	30.90
従業者及び単純労働者	870	550	4.97	2.32	61.27

- 註1) 分類不能の職業は表章単位に達しないから省略する。
 2) * 印の数字は誤差率が高いから特に注意して使用されたい。
 3) 統計表の数字は、すべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから、表中の総数欄の数字は、その内訳の合計に必ずしも一致しない。

総理府統計局労働力調査

(四) 女子の失業

前に、女子の就業人口は動きやすく、不安定であるとのべましたが、これを失業という面からみると、少くとも統計的な数字の上からは、その数も、失業率もつねに男子よりやや下まわつています。(表20) 女子の完全失業者——求職活動をしなから調査期間(一週間)中一時間も就業しないもの——は一九五三年(昭二八)一九万で労働力人口の一・二%です。しかし、就業者として数えられていたものでも、就業時間が短いか、収入が少なすぎるとかという理由で、もつと働きたいもの——追加就業希望者の相当部分は、潜在失業者的存在と考えられます。同年、女子の就業者中にしめる追加就業希望者は三八万、二・三七%ですが、これも男子よりもその割合は低くなつています。(表21) 結局、数字の上に現れた女子の失業者は男子より少いということになりますが、一つには、女子の失業人口は家事労働や家族労働

図14 工場労働者の生活時間(A工場例)平日
1950年 婦人少年局調

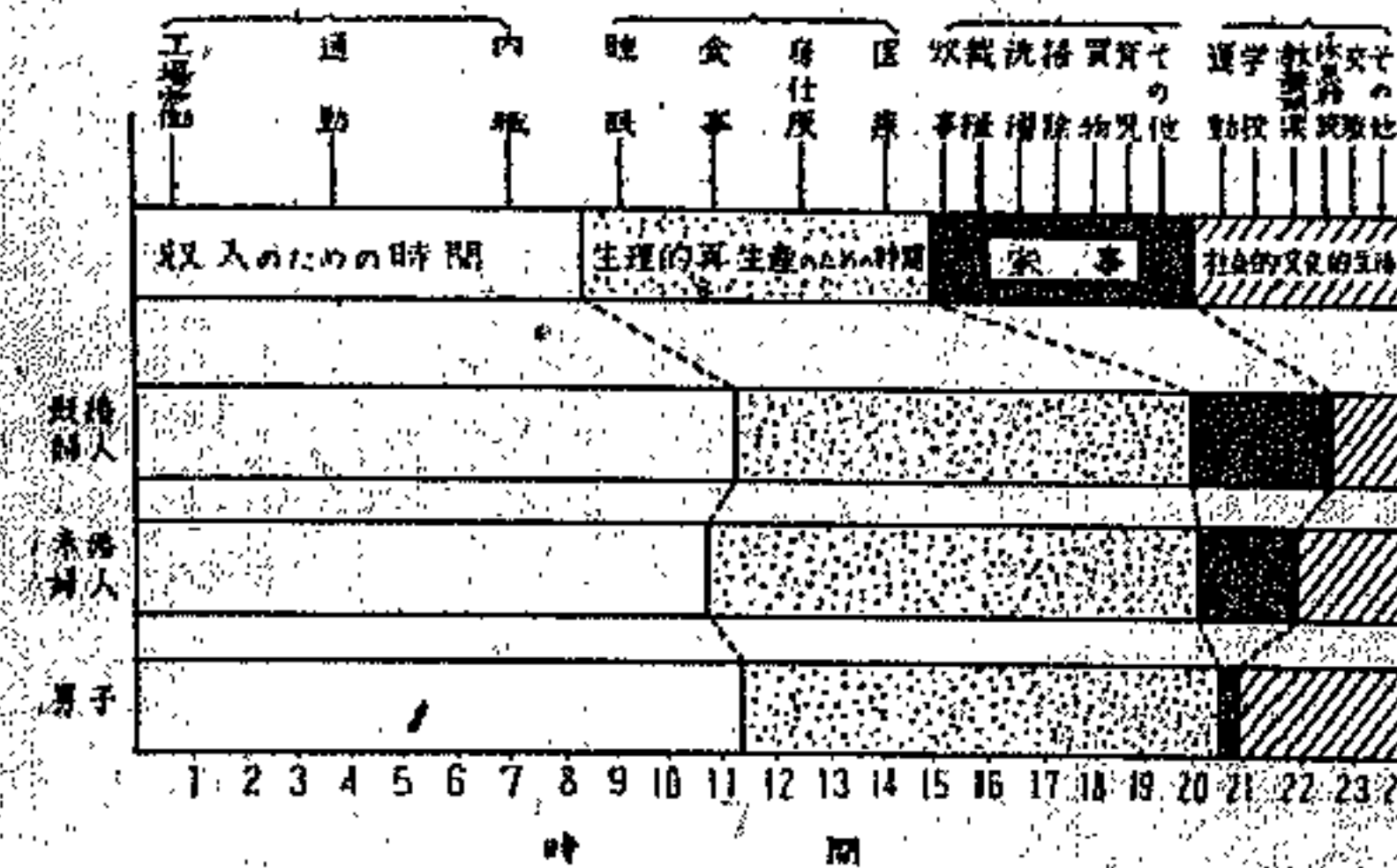
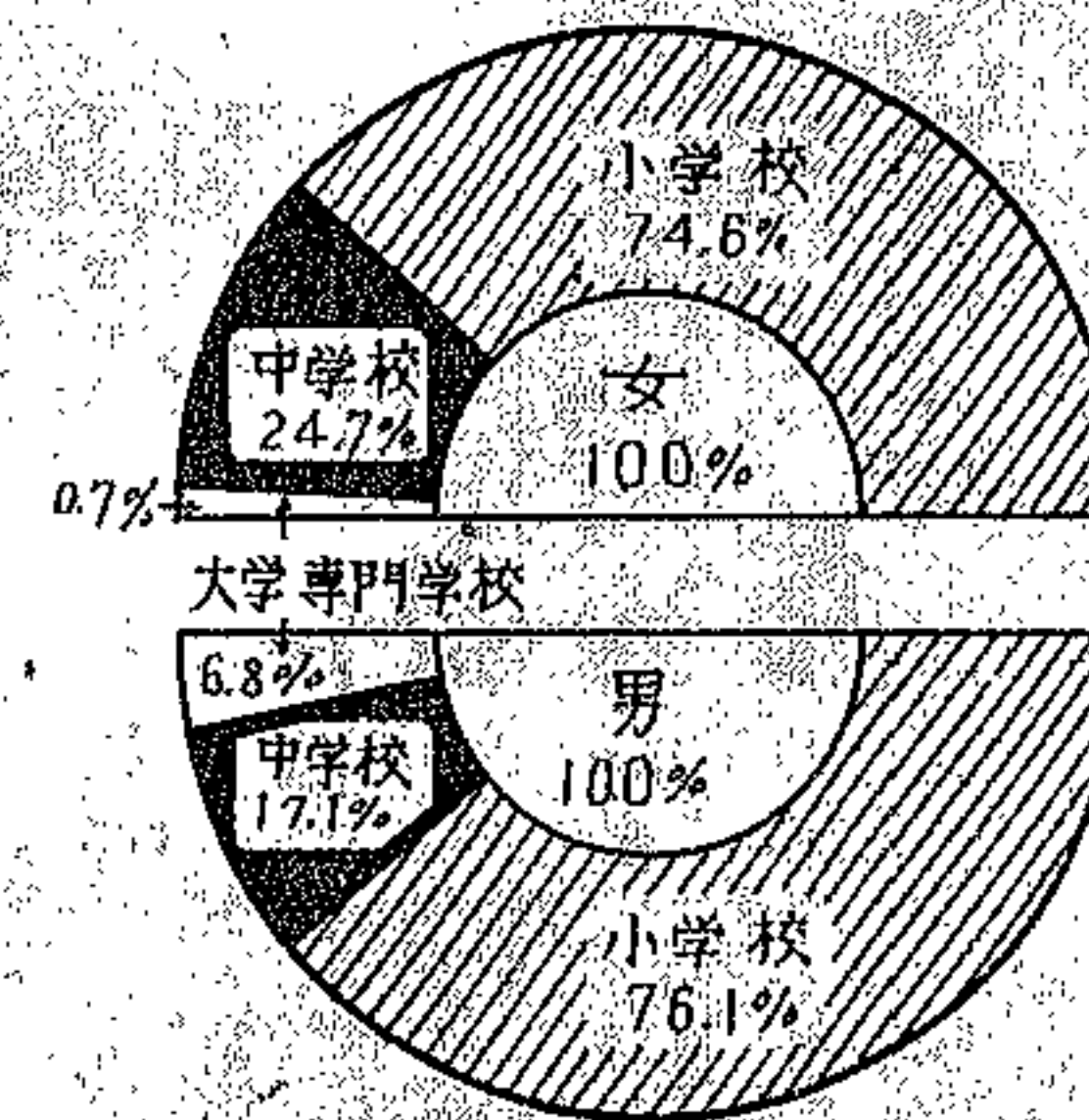


図15 雇用者の教育程度(1949年11月)



(註) 学制は旧制による
労働省調、個人別賃金調査

子就業者一、七五二万中、管理的職業に従事しているものはわずか約一万(〇・〇六%)にすぎず、専門的技術的職業(看護婦、助産婦、保健婦等を含む)に従事するものも五二万(三・三%)でいづれも男子に比べると、はるかに少なくなつています。(表19) 慣習上、婦人が職場で高い地位につきにくいという傾向もまだ相当なところでいえるでしょうが一面、現状では、さきほどのべたように、働く婦人自身が長く職場にとどまらず、従つて技能をたかめ、能率のたかい熟練労働者となることをはばんでいるということができません。(註1)「幹部職員に地位にある婦人」一九五三年労働省婦人少年局

表20 男女別完全失業者数 (単位千人) 基準=1948

年 度 別	労働力人口		完全失業者		失 業 率 ¹⁾		増 加 率	
	女	男	女	男	女	男	女	男
1948 (昭23)	13,500	21,340	90	160	0.67	0.75	100	100
1949 (昭24)	14,610	21,840	150	230	1.03	1.05	167	144
1950 (昭25)	14,230	21,930	150	290	1.05	1.36	167	181
1951 (昭26)	14,480	22,130	150	240	1.04	1.08	167	150
1952 (昭27)	15,040	22,720	170	290	1.13	1.28	199	181
1953 (昭28)	16,220	23,480	190	260	1.20	1.60	211	153

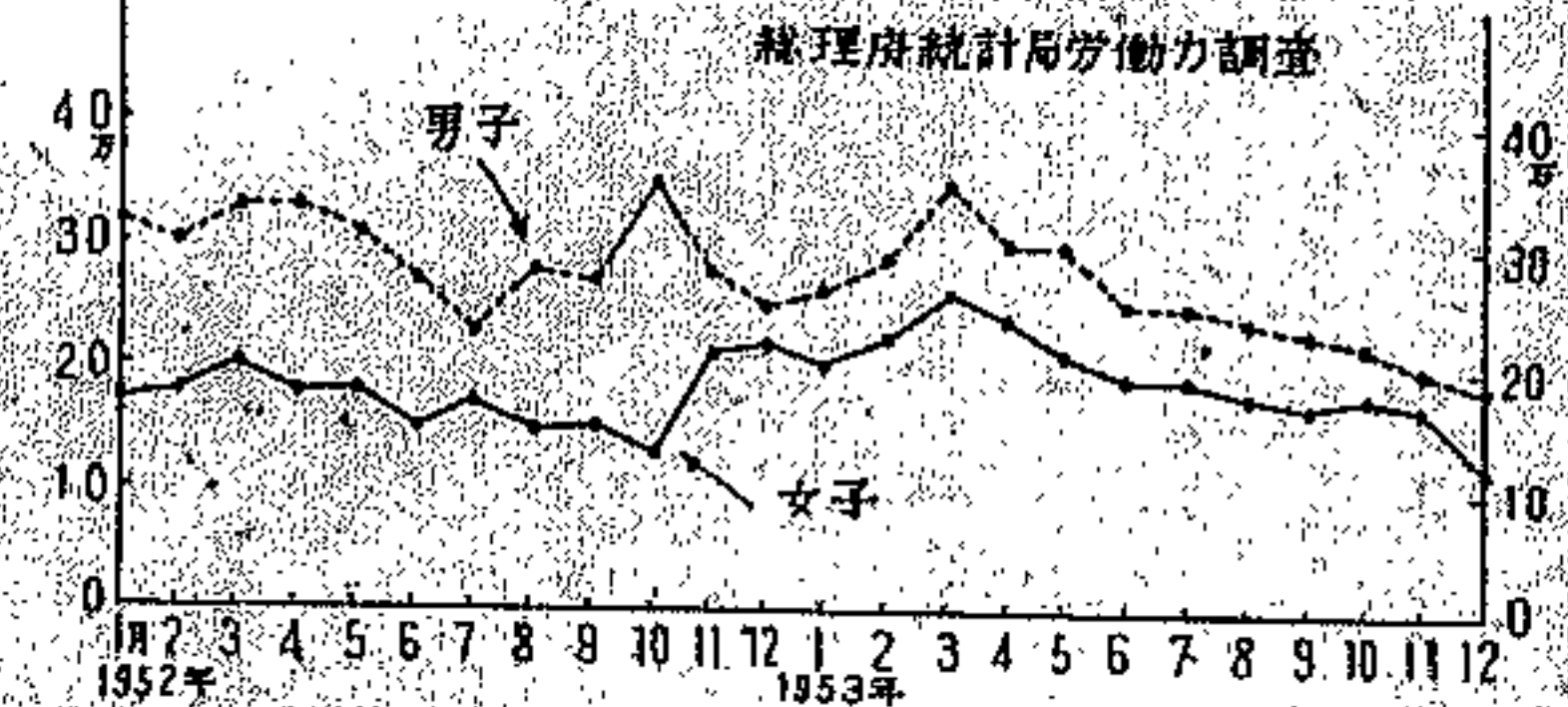
註1) 失業率は労働力人口中の完全失業者の百分率
総理府統計局労働力調査による。

表21 男女別追加就業希望者数

年 度 別	就 業 者		追加就業希望者	
	女	男	女	男
実数				
1952年 (昭27)	14,860	22,420	260	460
1953年 (昭28)	16,020	23,220	380	600
%				
1952年 (昭27)	100	100	1.75	2.05
1953年 (昭28)	100	100	2.37	2.58

註1) 就業時間が短いとか、収入が少い等の理由で現在よりも多くの時間を就業したいと希望している就業者である。
総理府統計局労働力調査

図11 男女別完全失業者 (1952年~1953年)



へ吸収されやすい特性を持つてゐるためでありましょう。

しかし、戦後のうごきを見ると(図11)女子就業者の増加と同様、完全失業も男子の増加率を上まわつており、特に一九五三年は男子は前年より三万減少してゐるのに女子は前年より二万の増加をみてゐます。

失業保険金初回受給者は任意退職者も含まれてゐるので必ずしも、そのまま失業の動きとみるとはできませんが、参考のためあげてみますと、一九五三年各月平均の女子の失業保険金受給者は一一三、四三三人で前年に比べ二・二%の増加となつてゐます。これに対し、男子は一二・七%増加してゐるので、失業保険金の受給者という面からは必ずしも女子の失業者が特に増加してゐると云うことはできません。

(五) 労働市場における女子労働力の需給

度々ふれた様に、女子の雇用者は異動が多いので、労働市場に現れる女子労働力は需要も供給も比較的多い傾向があります。たとえば公共職業安定所の窓口(註1)に職を求めてくる新規求職者の中で、女子は約三六%をしめており、求人件数及び就職者中女子のしめる割合もそれぞれ四〇%に及んでゐますが、それは現に雇われて働いてゐるもの(雇用者の中女子のしめる割合二八%よりずっと多くなつてゐます。)

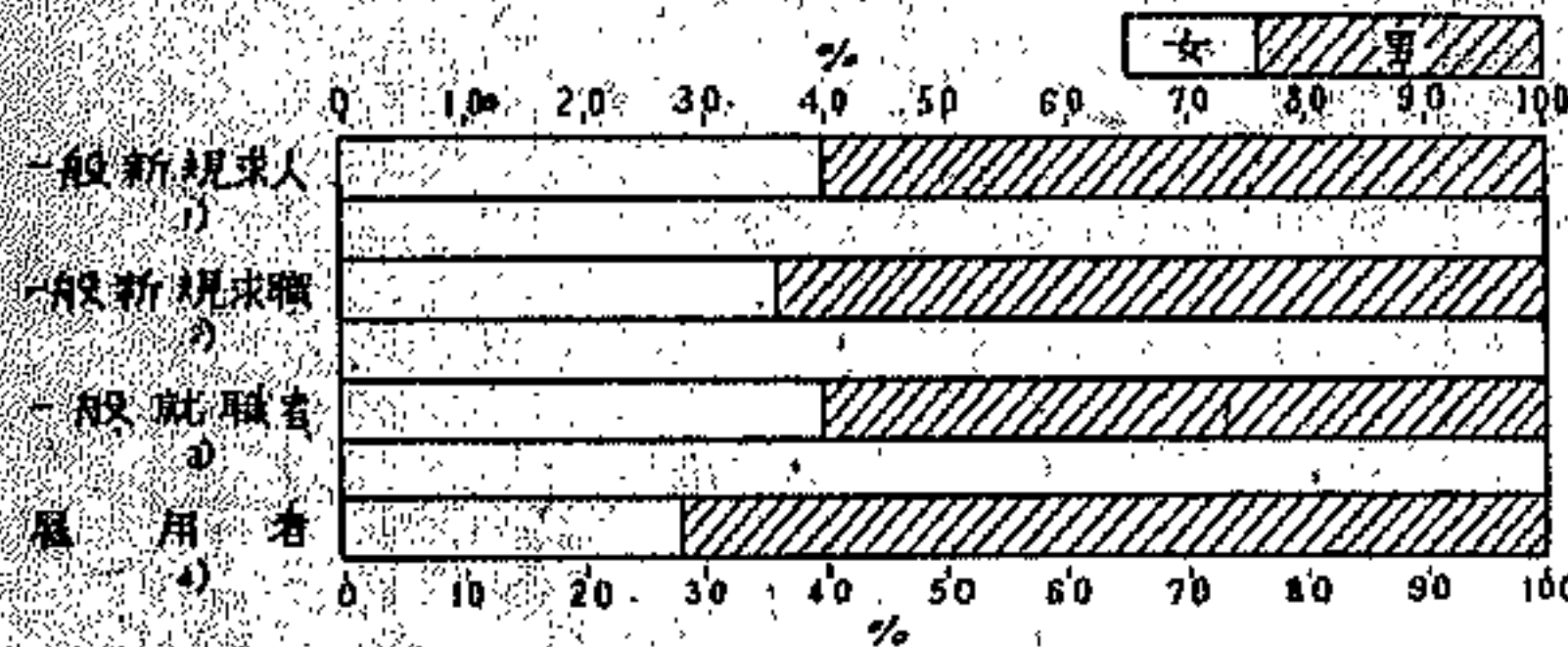
(註1) 一九五三年の新規採用者の安定所利用率は約二七%にすぎないので、これは一つの参考にすぎない。

又、就職の率からみても、一九五三年(昭二八)に於て一般女子は、新規求職申込二、一件につき就職一人となつており、男子が二、五件に一人の就職と比べると、女子の方がやや就職しやすい傾向がみえます。これは前年度も同様です。しかし、女子の就職率がよいのは、特に年令の若い場合、たとえば新規中学卒業生の場合などであり、高校卒業生になると、むしろ、男子の方が就職の割合はよいのです。

(図9)これは求人側のほとんどが女子に対しては、一五才未満の若いものを採用条件としてゐることに關係があると思われれます。(表22、23表、図10)

しかし就職率は職業によつてもかなりの差がみられます。一般に婦人は、特殊技

図9 公共職業安定所求労働力需給及び雇用者の男女別割合 (1953年)



註1) 2) 3) 全国公共職業安定所取扱件数、職業安定局調による。
4) 総理府労働力調査による。

表24 職業大分類別一般の新規求人数、求職数、就職数調
(1952計～1953年計)

	総数	求人		求職		就職	
		女	男	女	男	女	男
一九五二年計		252,226	408,769	441,041	841,185	207,648	343,337
自由専門的管理的職業		8,491	6,218	13,187	24,570	5,948	4,256
書記的販売的職業		61,972	64,565	159,369	169,879	50,175	50,493
奉仕職業		49,072	16,666	62,648	54,812	33,603	13,638
農業、漁業、林業及び類似の職業		6,209	27,945	7,295	37,192	5,106	24,668
技能半技能無技能職業		126,482	293,375	198,542	554,732	112,816	250,282
製造業及び関連作業の職業		87,195	120,595	113,656	238,318	77,909	103,310
非製造加工作業の職業		39,289	172,780	84,886	316,414	34,907	146,972
一九五三年計		278,200	434,336	427,612	809,179	227,357	361,909
自由専門的管理的職業		8,152	5,948	12,674	22,103	6,247	4,173
書記的販売的職業		71,000	66,263	157,374	155,425	57,141	50,126
奉仕職業		43,418	15,120	55,056	45,159	30,076	12,122
農業、漁業、林業及び類似の職業		8,518	27,265	9,878	45,418	6,712	28,026
技能半技能無技能職業		147,112	319,740	192,630	541,074	127,181	267,462
製造業及び関連作業の職業		105,703	148,386	104,563	225,118	89,822	124,471
非製造加工作業の職業		41,409	171,354	88,067	315,956	37,359	142,991

註1) 2) 計は3月、6月、9月、12月における求人、求職、就職の合計である。
労働省職業安定局調

表25 一般の職業紹介状況

(1952年計～1953年計)				
		新規求職 申込件数	新規 求人数	就職件数
女	1952年計	1,489,725	889,008	636,809
	1953年計	1,424,785	947,032	681,916
男	1952年計	2,693,105	1,301,481	990,892
	1953年計	2,561,890	1,424,234	1,028,801

労働省職業安定局調

能を必要としない、こぎれいでとつつきやすい仕事を好む傾向があるので、たとえば、事務員や店員など書記的販売的職業には求人が少いのに、求職者が二倍以上も殺到していますが、これとは逆に、製造工業及び関連作業の職業では求人の割に求職者が少くなっています。(表24)

一九五三年の女子の需給状況を前年と比べてみると、男子の場合と同様、公共職業安定所の一般職業紹介では、新規

表22 公共職業安定所を通した中学、高校
卒業者の需求状況 (1953年卒業者)

職業紹介区分	中学校		高等学校	
	女	男	女	男
新規求人数	161,373	177,579	15,118	22,800
新規求職申込件数	145,462	137,103	26,593	28,350
就職者数	108,637	97,755	10,771	12,768
求職に対する就職の割合	74.6%	71.5%	40.6%	45.4%

職業安定局調

表23 男女別年令別労働市場別求人比率

1952年6月労働統計調査部調								
労働市場 求人年令	南関東		中京		京阪神		北九州	
	女	男	女	男	女	男	女	男
計	%	%	%	%	%	%	%	%
19才以下	30.1	29.0	44.8	34.9	25.7	30.2	19.5	15.5
20—24才	39.8	23.9	25.6	15.9	28.3	26.3	32.5	14.6
25—29才	9.7	14.1	8.0	7.2	12.3	9.7	13.0	10.7
30—34才	4.9	8.3	3.2	14.4	9.3	7.0	7.1	8.3
35—39才	3.4	7.6	8.2	16.8	11.1	4.4	5.3	33.9
40—49才	2.6	2.4	2.8	4.9	5.1	11.6	1.8	3.0
50—59才	0.3	0.0	1.3	1.8	0.8	5.3	—	0.6
60才以上	—	—	—	—	—	—	—	—
年令不問	9.2	14.7	6.1	4.1	7.4	5.5	20.7	13.4

図10 男女別年令別求人比率(南関東)

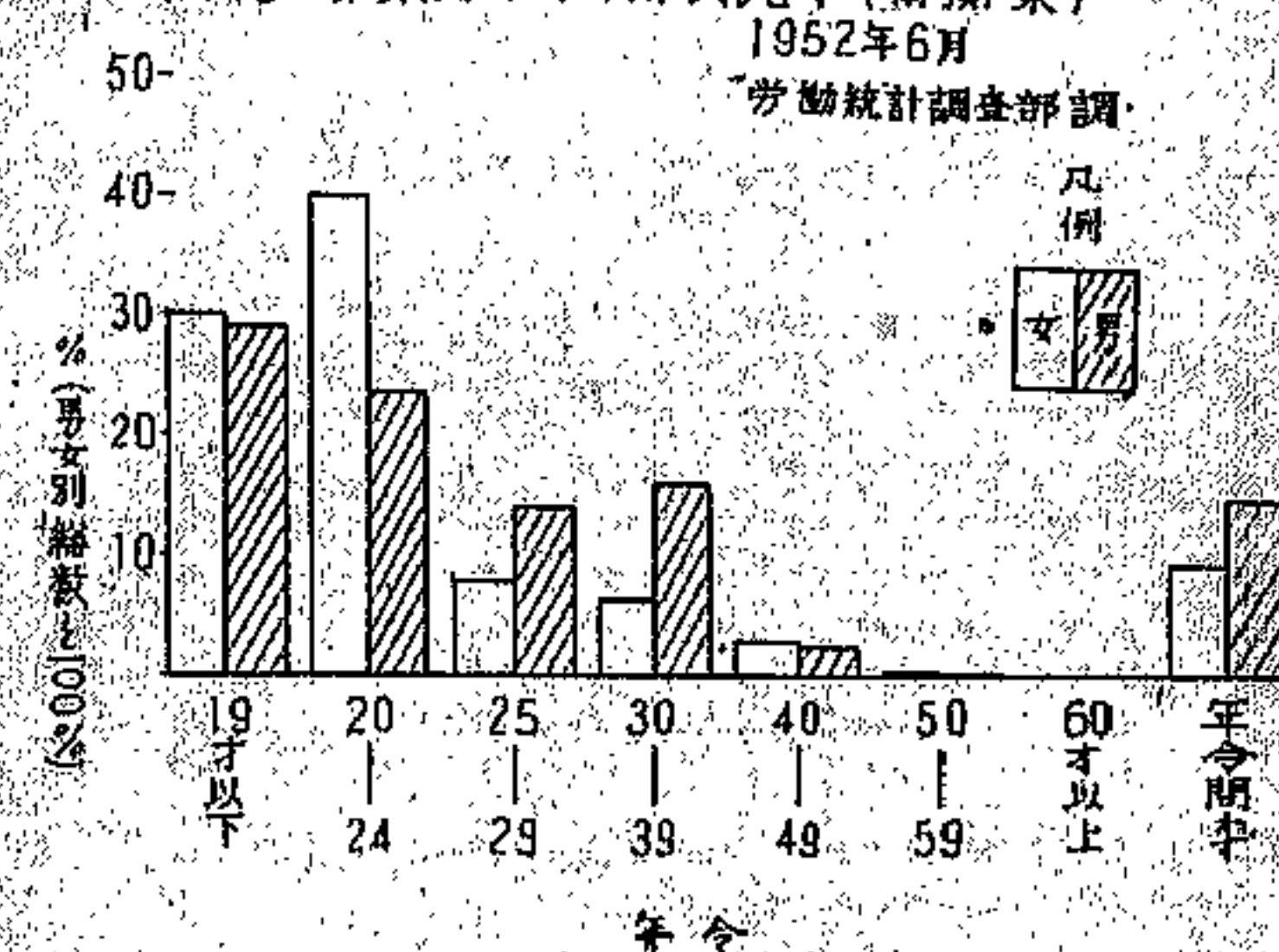


表26 日雇の職業紹介状況 (1952年計～1953年計)

		求職総延数 ¹⁾	新規求人数 ²⁾	就職延数 ³⁾	就職実人員 ⁴⁾
女	1952年計	28,834,612	22,302,204	21,895,314	103,313
	1953年計	29,441,298	24,199,156	23,732,731	107,233
男	1952年計	54,945,050	45,548,355	44,339,350	211,938
	1953年計	53,690,572	46,968,088	45,670,354	207,730

註1) 日雇求職のため、公共職業安定所に出頭した人の延数と、輪番制をとっているため、非番の故に出頭しない日雇求職者の延数の合計である。

2) 一年間に求人申込をした総延数である。

3) 一年間に就職した総件数(延数)である。

4) 日雇の求職者で各年における毎月平均に就労した実人員である。
職業安定局調

求職申込件数は減少しているのに、求人件数がふえている結果、就職の割合もややよくなつて、求職申込三、三件に就職一人であつたのが二、一件に人と幾分好転しています。(表25)

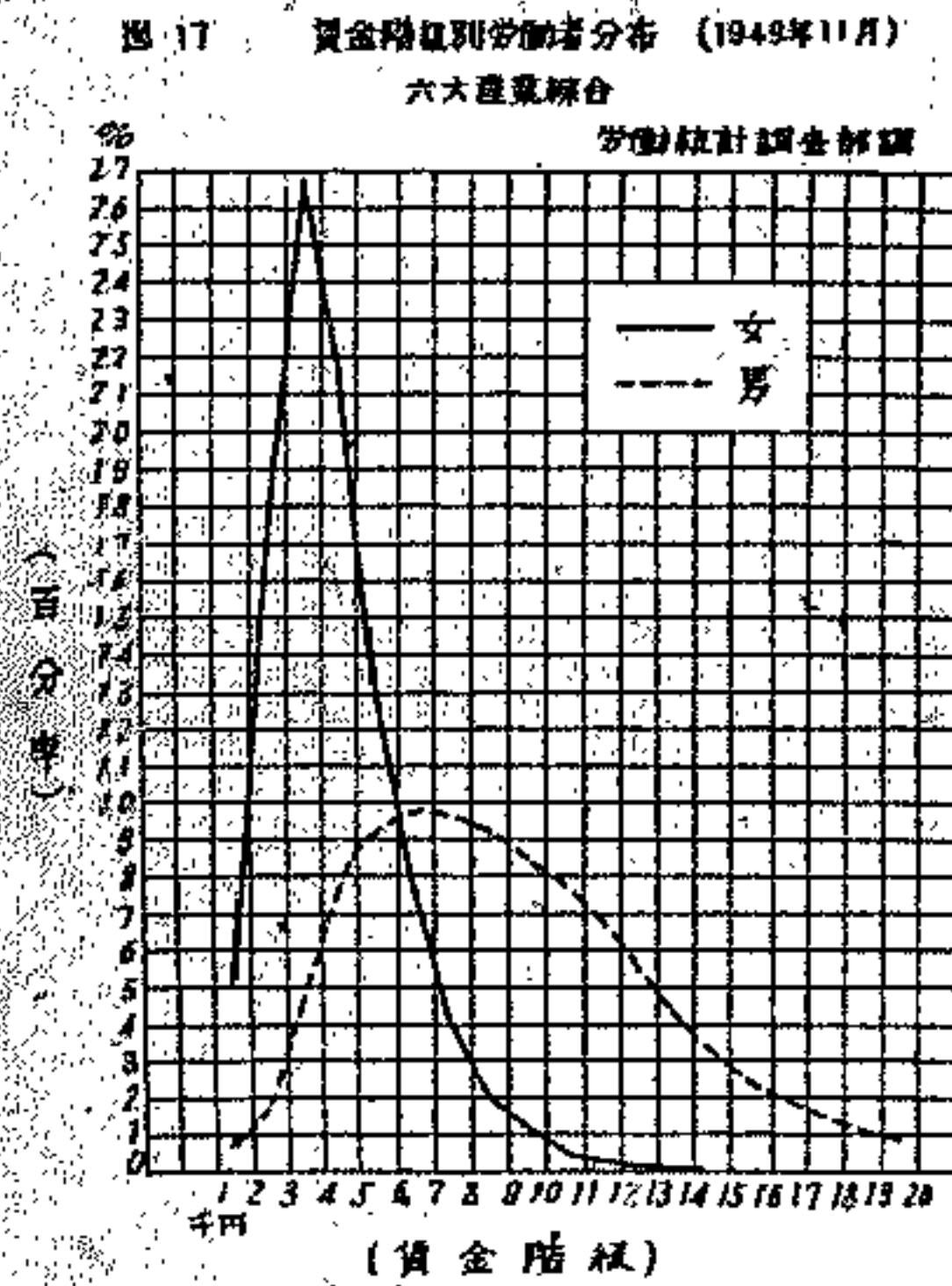
又、公共職業安定所の日雇女子労働者の需給状況も前年より好調を示し、一九五三年の各月とも、約一十万の女子が日雇に就労していますが、不就労働者—いわゆるあふれ—の数は前年からみると約一八%の減少を示しています。(表26)

二、婦人の労働条件

(一) 女子の賃金

(1) 女子賃金の現状

戦後、婦人の賃金はかなり向上しました。教育の機会均等や男女同一賃金の原則が法律上確立されたこと、生活給に重点をおいた賃金体系がとられるようになったことなども、大いに影響していると思われます。しかし、女子の賃金は一般に男子に比べるとなお、平均してかなり低い水準にとどまっていることも事実で一九五三年の女子の平均賃金は八六一七円で男子の一九、五六〇円の四四・一%にあたります。又、一般に女子の賃金は個人差が少く、比較的低額所得の層に密集しており、男子は最低から最高までの距りが大きく、その分布が大体正常曲線を描いてひろがっているのと



註: (30人以上の事業所についての推計)

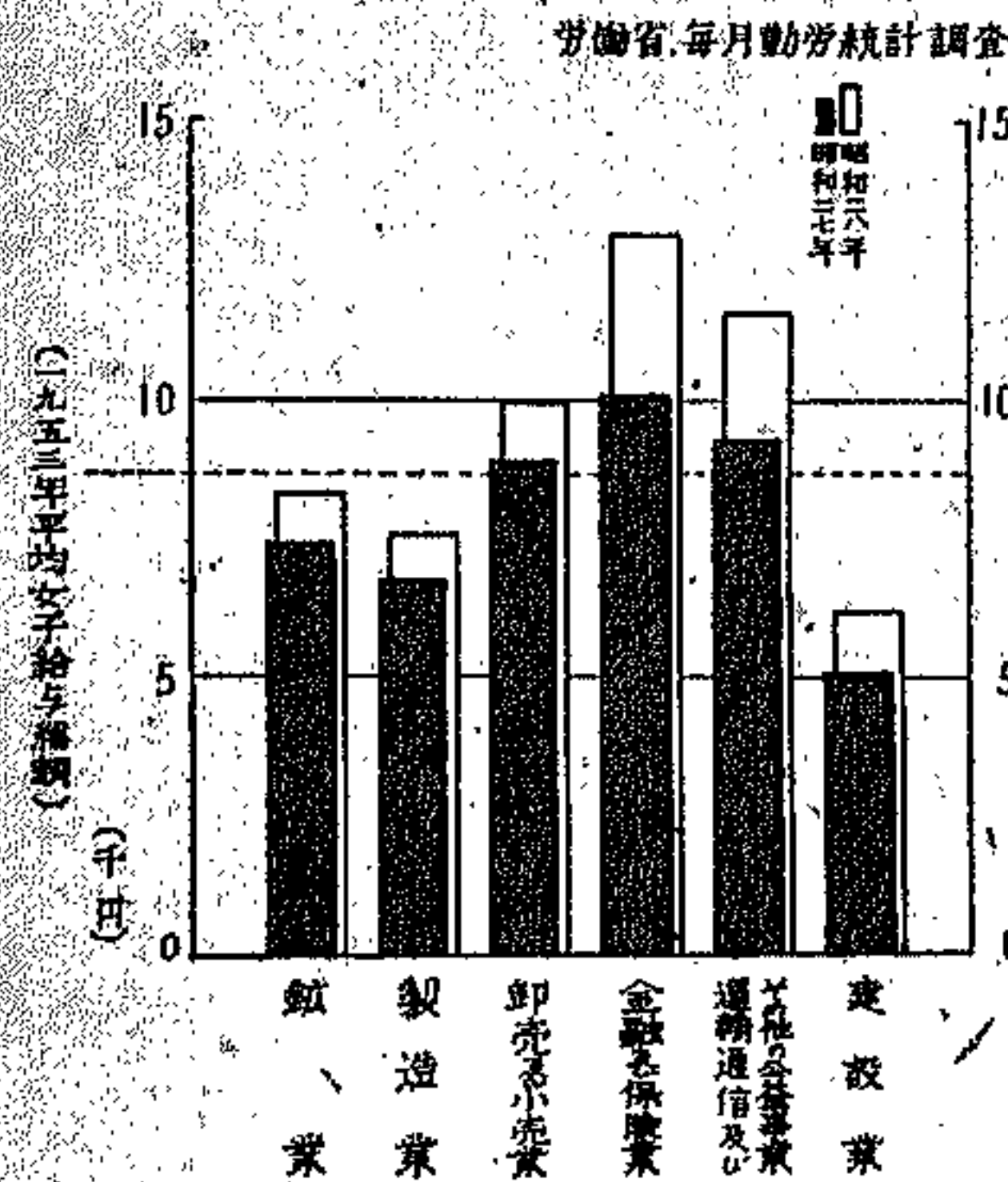
対照的な傾向を持っています。(図16、図17)ここに示した二つの図は調査時期も距り、その対象も異つていますが、その分布の形はほとんど全く一致しており、上にのべたことが一般に共通な特徴であることが推定できましよう。前にも度々ふれた通り、職場の婦人は異動が多く、年令の若い未婚の子女が不熟練労働者として、短期間に新しい労働者に入れ替つていくという一般的傾向と更らにまた現在の給与制度が、年令、学歴、家族数などを重要な賃金決定条件としていることなどとおひまつて、大多数の女子が低い賃金層に集つてしまふ一因となつていられると思われまふ。

表27 産業大分類別男女別現金給与総額
(1953年)

産業別	女	男
全産業	8,617	19,560
鉱業	8,290	18,145
製造業	7,572	19,148
卸売及び小売業	9,939	21,744
金融及び保険業	13,073	28,620
運輸通信及びその他	11,573	19,264
建設業	6,208	12,794

労働省 毎月勤労統計調査

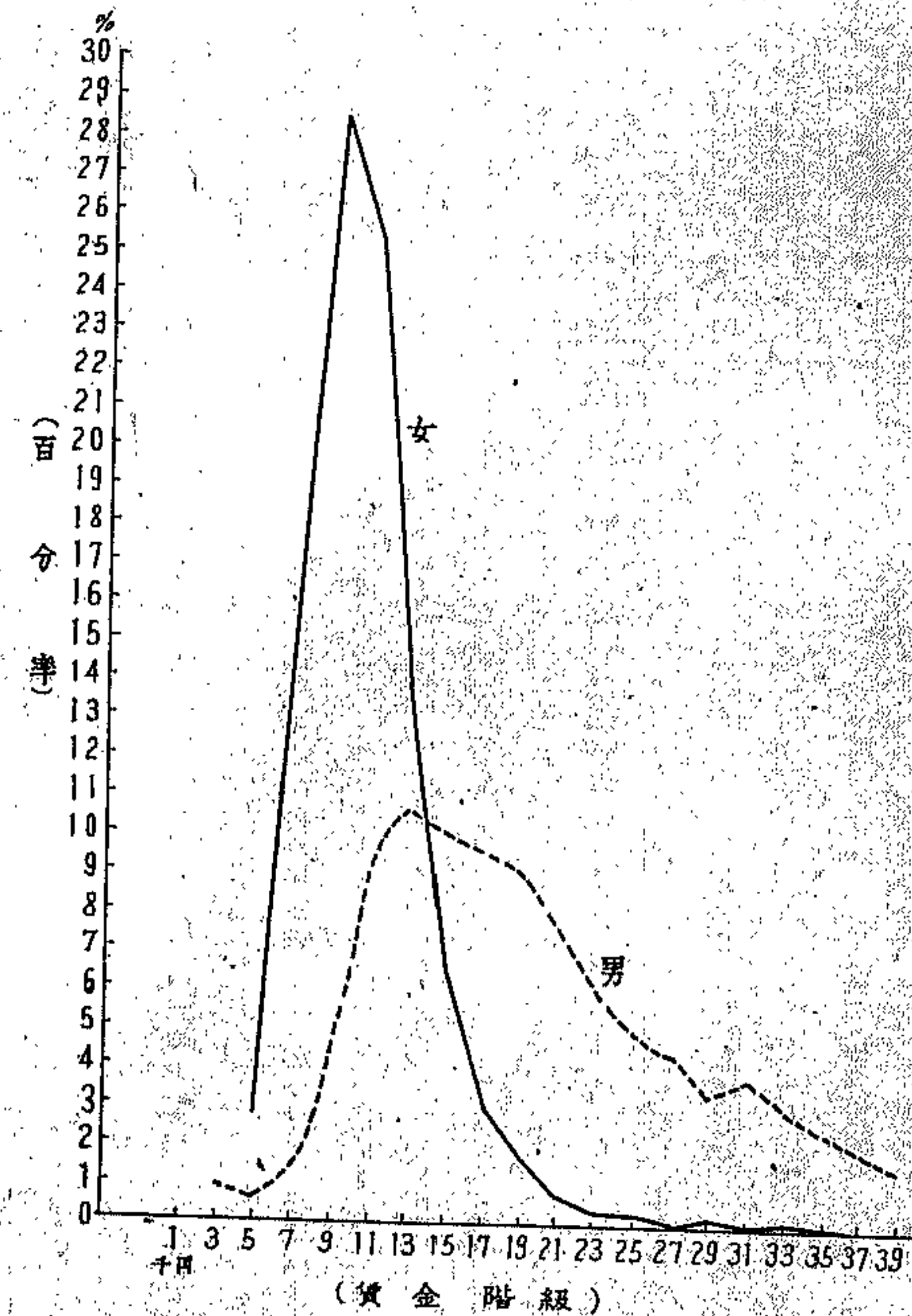
図18 女子産業別年別月平均現金給与総額
(1952年~1953年)



(2) 女子賃金の産業による開き
三〇人以上の規模の事業所の女子の平均賃金は八、六一七円ですが女子の賃金も男子と同じく、産業により事業の規模によつてかなり大きな開きがあります。(表27、図18)金融及び保険業、運輸通信及びその他の公益事業などは、女子としては賃金が高い方で平均一万円を超えています。製造業は概して低く、全産業の平均を下まわつていますが、業種によつては、平均より四・五%も高いものもあり、たとえば、煙草製造業などは平均一二、二三〇円、第一次金属製造業、輸送

図16 京浜地区一般事務員
「きまつ支給する現金給与額」階級別
労働者分布 (1953年7月)

労働省、職業別賃金調査(甲)



用機械器具製造業も一万円を超えています。(表28)しかし、一方、家具及び装備品製造業や木材木製品製造業、衣服及び身廻品製造業などはわづかに五、〇〇〇円を上まわる程度で、製造業の平均の七〇%にすぎません。(表29)

表28 製造業中分類別女子給与の高い産業
(1953年1月～12月平均)

産 業 別	女子現金給与額	対前年上昇率 (1952年=100)
煙草製造業	12,230	120
第一次金属製造業	10,939	112
輸送用機械器具製造業	10,540	115
印刷出版及び類似産業	9,867	116
石油及び石炭製品製造業	9,549	111
医療機械、理化学機械、写真機 光学機械器具及び時計製造業	9,061	113
化学工業	8,899	113
紙及び類似品製造業	8,861	109
電気機械器具製造業	8,678	109

労働省 毎月勤労統計調査

表29 製造業中分類別女子給与の低い産業
(1953年1月～12月平均)

産 業 別	女子現金給与額	対前年上昇率 (1952年=100)
家具及び製備品製造業	5,292	108
木材及び木製品製造業	5,335	94
衣服及び身廻品製造業	5,371	113
その他の製造業	6,284	113
紡織業	6,893	108
食料品製造業	7,010	114
ガラス及び土石製品製造業	7,091	110
皮革及び皮革製品製造業	7,302	119
ゴム製品製造業	7,818	110
金属製品製造業	7,933	114
機械製造業	8,218	110

労働省 毎月勤労統計調査

(3) 男女給与の開き

上にのべた通り、一九五三年の女子の平均賃金は男子の約四四%です。(表30)戦後の一時期には(例えば一九四八年から一九四九年にかけて)女子の給与の上昇率が男子よりも大きかったために、男女の給与の開きがちぎつてくる

表30 戦後の男女の現金給与の推移
(1947年～1953年) 毎月勤労統計調査

	平均現金給与額 月		平均給与月額 前年対比上昇率		男女給与格差 女子給与 の男子に 対する%
	女	男	女	男	
1947年(昭22)	972	2,241	-	-	43.4
1948年(昭23)	2,640	6,133	272	274	43.0
1949年(昭24)	4,488	9,980	169	163	45.0
1950年(昭25)	5,184	11,143	-	-	46.5
1951年(昭26)	6,496	14,051	125	126	46.2
1952年(昭27)	7,533	16,782	116	119	44.9
1953年(昭28)	8,617	19,560	114	117	44.1

- 註1) 1950年6, 7, 9月は男女別の数字がないためこれを除いた9ヶ月平均。
2) 1950年以降は毎月勤労統計調査改正のため前3ヶ年とは直接には比較接続できない。

表31 産業大分類別現金給与月額男女比率
男子=100
(1952・3年平均)

産 業 別	1953年	1952年
全 産 業	44	45
鉱 産 業	46	44
製 造 業	40	41
卸 売 及 び 小 売 業	46	46
金 融 業 及 び 保 険 業	46	42
運輸通信及びその他の公益事業	60	59
建 設 業	49	50

労働省 毎月勤労統計調査

傾向がみられました。しかし、一九五〇年頃男女格差四六・五%を境として、男女の給与は再び、わずかつ開いてくるきざしがみえています。これは戦後の生活給的色彩の強い給与制度から職務給的な要素に重点が切換えられる傾向も一つには影響していると思われる

ています。それは男女労働力の構成や、給与制度の特徴などを反映しているもので、平均給与額の高い産業が必ずしも男女間の平均給与格差が少いとは云えません。たとえば、金融及び保険業は女子としては平均現金給与額は最高ですが

女子の男子に対する平均現金給与額の割合は四六%で、その開きは小さい方ではありません。(表31、表32)

結局各産業とも、平均してみると、男女の現金給与額には相当な開きがありますが、その一因としては男女労働力の年令別構成の差が考えられます。事実、年令の低い層では平均給与の男女差が非常に少なくなっています。これは年令

向を示しています。

男女平均現金給与月額のみならず、男子を一〇〇として、女子は五〇%ですが、年齢が一八才未満の場合には男子の九〇%に及んでいます。年々年齢が高くなるほど開が大きくなっています。

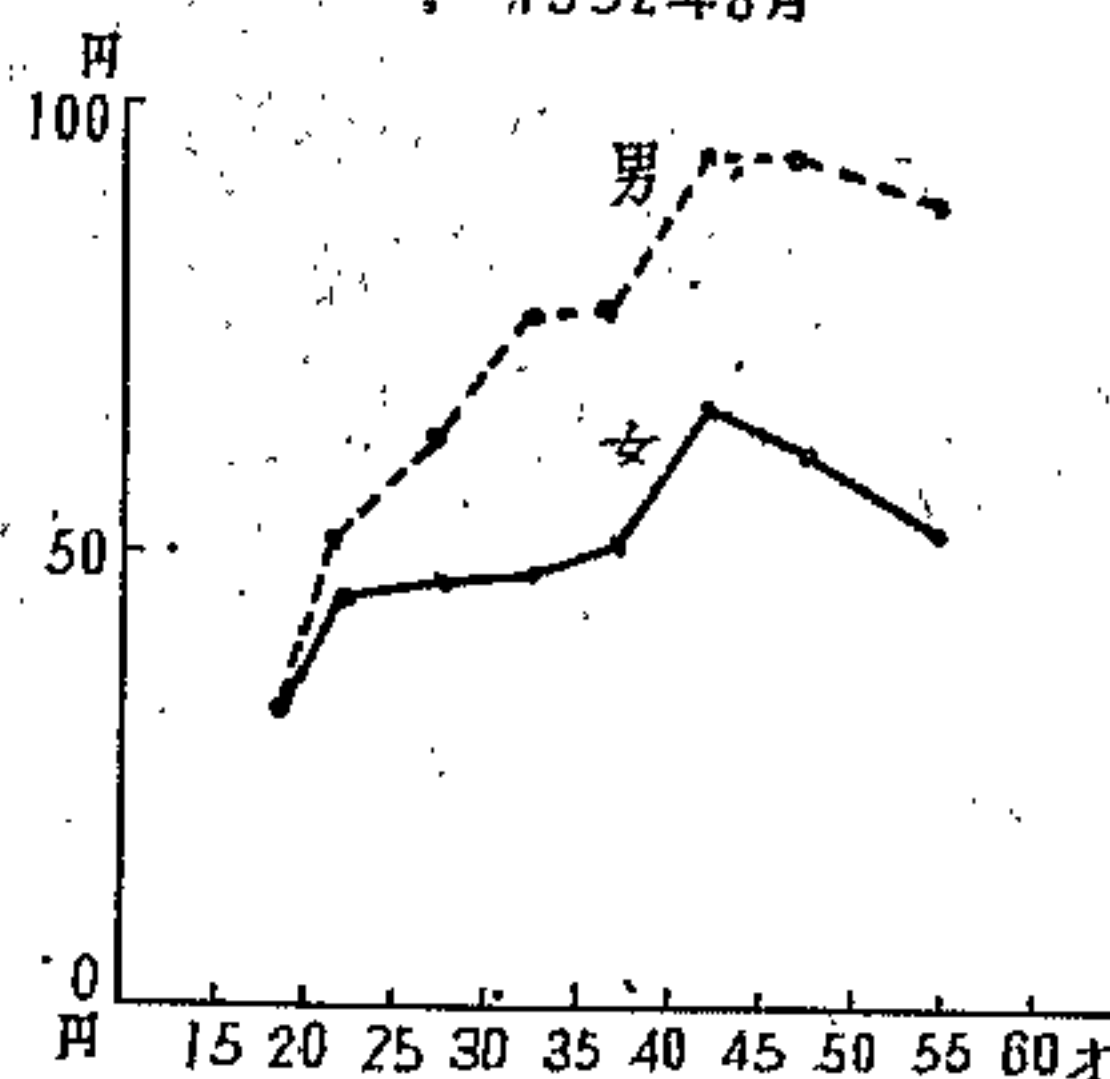
又、広島市の旧制中学卒業の男女別一般事務員の一時間当り平均現金給与についても、(表34、図19)同様の傾向を示しています。

表34 旧制中学卒業一般事務員の1人平均1時間当り賃金額(広島市)(1952年8月)

年 別	女子(A)	男子(B)	A/B
17才以下	円	円	%
18才~19才	33.00	33.67	98.0
20才~24才	45.39	52.69	86.0
25才~29才	47.34	62.18	76.1
30才~34才	48.51	75.59	64.1
35才~39才	50.72	77.60	65.4
40才~44才	67.42	94.87	71.1
45才~49才	62.00	95.24	65.1
50才~59才	53.75	90.45	59.5

労働省 職業別賃金調査(甲)

図19 男女別年齢階級別1時間当り賃金(広島市) 1952年8月



労働省 職業別賃金調査(甲)

表33 京浜地区一般事務員の年齢階級別1人月間平均きまつて支給する給与男女比率

男子=100
(1953年7月)

年 令 別	男子	女子
総 数	100	50.0
18才未満	100	90.6
18才~19才	100	89.9
20才~24才	100	77.5
25才~29才	100	69.8
30才~34才	100	59.7
35才~39才	100	59.7
40才~49才	100	-
50才~59才	100	-
60才以上	100	-

註1) 女子総数には40才以上のものも含む。

労働省 職業別賃金調査(甲)

表32 製造業の現金給与月額男女比率
男子=100
(1952・3年平均)

産 業 別	1953年	1952年
製 造 業	40	41
食 料 品 製 造 業	38	38
煙 草 製 造 業	55	68
紡 織 業	42	43
衣服及び身用品製造業	39	38
木材及び木製品製造業	48	62
家具及び装備品製造業	45	49
紙及び類似品製造業	37	37
印刷出版及び類似産業	49	53
化 学 工 業	45	46
石油及び石炭製品製造業	41	43
ゴム製品製造業	43	45
皮革及び皮革製品製造業	47	47
ガラス及び土石製品製造業	37	38
第一次金属製造業	46	50
金属製品製造業	48	47
機 械 製 造 業	48	47
電気機械器具製造業	42	43
輸送用機械器具製造業	50	51
医療機械、理化学機械、写真機 光学機械器具及び時計製造業	48	49
その他の製造業	45	44

労働省 毎月勤労統計調査

の低い場合には扶養家族の点から考えても勤続年数からみても、職場における技能や地位についても学歴にも男女の間にさしたるちがいがなないためでありましようが、また一方男女同一賃金の原則が適用され年齢の低い層に於ける初任給が殆ど同一になったことにも因るでしよう。

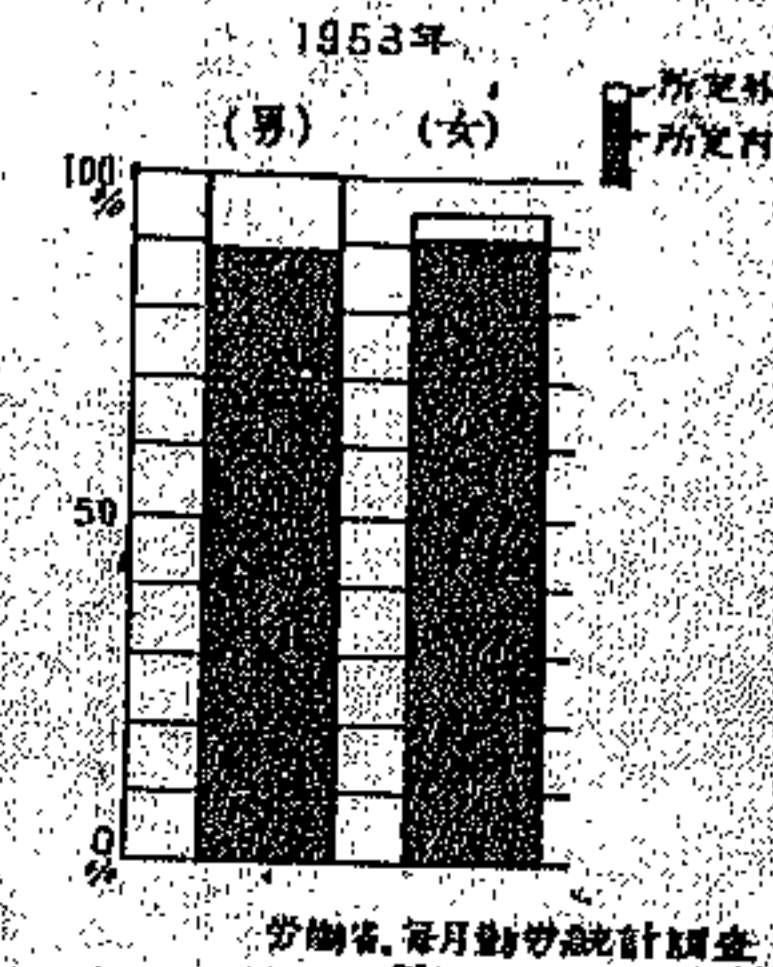
(註)たとえば、表33に示す京浜地区の一般事務員についての

表36 男女別1人1ヵ月平均所定外実労働時間
(1953年平均)

産 業 別	男	女	女/男
	時	時	%
鉄 造 業	21.0	11.2	53.3
食 料 品 製 造 業	25.4	7.3	28.8
煙 草 製 造 業	25.4	8.9	35.0
紡 織 業	17.5	13.4	76.5
衣服及び身廻品製造業	18.2	5.5	30.2
木材及び木製品製造業	9.3	4.6	49.4
家具及び製備製造業	19.5	9.9	50.8
紙及び類似品製造業	19.0	9.0	47.4
印刷出版及び類似産業	34.4	8.1	23.6
化 学 工 業	37.0	19.3	52.2
石油及び石炭製品製造業	15.1	6.0	39.8
ゴ ム 製 品 製 造 業	20.1	7.9	39.3
皮革及び皮革製品製造業	21.1	6.5	30.8
ガラス及び土石製品製造業	13.0	5.4	41.5
第 一 次 金 属 製 造 業	23.9	8.0	33.5
金 属 製 品 製 造 業	29.5	8.4	28.5
機 械 製 造 業	24.8	9.7	39.2
電 気 機 械 器 具 製 造 業	27.5	10.2	37.1
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	27.5	11.1	40.4
医療機械、理化学機械、写真機 光学機械器具及び時計製造業	32.6	11.4	35.0
そ の 他 の 製 造 業	17.7	8.1	45.8
卸 売 及 び 小 売 業	19.0	6.2	32.6
金 融 及 び 保 險 業	12.8	6.8	53.1
運輸通信及びその他の公益事業	15.1	12.1	80.1
建 設 業	17.1	9.0	52.6
	15.8	6.2	39.3

労働省 毎月勤労統計調査

図20 男女別月間実労働時間
男(標準労働時間)=100
1953年



○(一) 女子の労働時間及び労働日数
戦後、女子の実働時間は、朝鮮動乱の影響で一時増加した時間を除けば、大体、一日平均八時間を保っており、一九五三年は一日七・九時間です。

一九五三年の三〇人以上の規模の事業場の女子の一ヶ月平均実働時間は一八六時間で男子一九七・六時間に比べると一月約一〇・六時間少なくなっています。それは出勤日数が女子の方がやや少いということにもよりますが、男子が所定外労働時間が多いことに基くもので、所定内労働時間は男子より女子の方が幾分長くなっています。(表35、図20) 所定外労働時間は、産業別にみるとかなり開きがありますが、いずれも男子の方が多いことは同様です。しかし、中でも男子と比べて女子の所定外労働時間が著しく少いのは紙及び類似製品製造業(男子の二三・六%)であり、所定外労働時間に比較的男女差の少いのは金融保険業(八〇・一%)、煙草製造業(七六・五%)などです。因に金融保険業、煙草製造業は前述の通り一九五三年に女子平均給与率の中では最高位をしめている産業です。(表36)

表35 年別男女別1人1ヵ月及び1日実労働時間数と出勤日数
(1953年平均)

年 別	月 間 実 労 働 時 間 数						1日平均実労働時間数		出 勤 日 数	
	総労働時間数		所 定 内		所 定 外					
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
1952年 平均	時 195.5	時 184.4	時 175.1	時 176.9	時 20.7	時 7.6	時 7.9	時 7.7	日 24.6	日 24.0
1953年 平均	時 197.6	時 186.0	時 176.3	時 178.0	時 21.3	時 8.0	時 8.3	時 7.9	日 23.9	日 23.4

労働省 毎月勤労統計調査

三、婦人の労働保護

(一) 女子に関する労働基準監督実施状況

労働基準法の制定されたことは働く婦人の保護の上に新しい一時期を劃しましたが、その実施の上にはなお、様々の困難がのこされています。一九五三年中、労働基準法の中で女子に関係ある条文の違反件数は表37の通り、二七、七二七件、総件数中四・三%をしめています。

表37 労働基準法違反総件数に対する女子に関係ある条文違反件数の割合
(1951年～1953年)

	昭和26年	昭和27年	昭和28年
1. 労働基準法違反件数	780,721	576,468	638,471
2. 労働基準法中女子に関係ある条文違反件数	20,979	19,728	27,727
1. に対する 2. の割合	2.7%	3.4%	4.3%

註 女子に関係ある条文は表50参照
労働省 労働基準局調

表38 労働基準法女子関係条文違反件数
(1952年～1953年)

条 文 別	1953年件数		1952年件数	
	件 数	%	件 数	%
総 計	27,727	100	19,728	100
第4条 男女同一賃金	110	0.4	95	0.5
第61条 女子の労働時間及び休日	22,882	82.6	15,805	80.1
第62条 深夜業の禁止	3,781	13.6	2,799	14.2
第63条 危険有害業務の就業制限	664	2.4	759	3.8
第64条 坑内労働の禁止	148	0.5	132	0.7
第65条 産前産後休業	28	0.11	29	0.15
第66条 育児時間	10	0.04	13	0.07
第67条 生理休暇	91	0.3	81	0.4
第68条 帰郷旅費	13	0.05	15	0.08

註 第62条～第64条並びに第68条には男子年少者関係を含む。

労働省 労働基準局調

条文に分けてみると、女子の労働時間及び休日に関する(第六一条)違反が総件数の八割以上をしめて居り、深夜業(第六二条)違反がこれに次ぎ、他の条文違反はごく少くなっています。(表38)

(二) 働く婦人の母性保護

概 況

労働基準法中、特に働く婦人の母性を直接に保護するために、産前産後の休業、解雇制限育児時間、生理休暇等の規定がもうけられています。各事業場でどの程度にこれらの保護規定がいかされているでしょうか。

婦人少年局では、従来、年一回、女子を一〇人以上使用する事業場から所轄の労働基準監督署に提出された報告に基づいて、女子保護実施の状況を把握してきましたが、女子年少労働基準規則の改正に伴ってこれが廃止されることになったので、一九五二年(昭和二十七年)度は、女子を五〇人以上使用する事業場について女子保護の状況調査を行いました。これによると、前述の様に、女子労働者の中、有夫者が多いという関係もあるでしょうが、産前産後休業及び育児時間の請求者はそれぞれ女子労働者総数の〇・〇〇五%で、ほぼ二〇、〇〇〇人に一人という少い割合にすぎません。しかし、有夫の女子労働者中産前産後の休業を請求する割合はそれぞれ二〇%に近く、又、産後休業をとつたものの、ほとんどが(八九・三%)育児時間を請求している実情です。女子労働者全体からみれば、その数は少くとも、実際に母性保護の必要な働く婦人たちには非常に大切な制度であることが示されています。(表39)

産前産後の休業

このような産前産後の女子労働者の保護は、国際労働会議でも早くから(一九一九年)条約として採択されており、一九五二年(昭和二十七年)の第三五回国際労働会議の総会でもその条約の改正案が議題としてとりあげられました。婦人少年局ではその重要性にかんがみ、上記、女子保護実施状況調査の他に、特に、産前産後の女子労働者の保護の実情

表39 女子保護実施状況
(1952年)

項	目	%
有夫者	女子労働者総数に対する有夫者数の%	8.2
産前休業	女子労働者総数に対する請求人員数の%	0.005
	有夫者数に対する請求人員数の%	18.5
	休業請求人員数に対する軽易業務転換請求人員数の%	11.9
産後休業	女子労働者総数に対する請求人員数の%	0.005
	有夫者数に対する請求人員数の%	19.4
	請求人員数に対する異常産の件数の%	13.9
育児時間	女子労働者総数に対する請求人員の%	0.005
	産後休業請求人員数に対する育児時間請求人員数の%	89.3
生体休暇	労働者1人当りの平均休暇日数(1年間の%)	1.8

労働省 婦人少年局調

を一九五一年(昭和二十六年)、五四年(昭和二十九年)の二回にわたって調査しました。
その結果を総合すると、事業場における産婦の割合は事業の規模にかかわらず、有夫の女子労働者の約一九・二〇%であり、前記の「女子保護実施状況調査」の結果ともほぼ一致しています。そして、女子労働者の中にしめる産婦の割合は、一つには、女子労働者中にしめる有夫者の多少にかかつており、一九五一年の調査対象事業場(比較的大規模)では、女子の中、有夫者の割合が二三%、産婦三%となつてゐるのに対して、一九五四年の調査対象となつた事業場では、同じく有夫者約三〇%、産婦五・八%で、有夫者の割合の多い事業場に産婦の割合も多い傾向がみられます。(図21)

産前産後の休業日数は、産前はほとんどが六週間未満であるのに対し(一九五四年の調査では約八五%、一九五一年の調査では八四%)、産後は四〇%以上が六週間を超えています。その平均休業日数は、一九五四年の調査では産前二三日、産後五一日となつており、産前よりも産後において長く休業し、産後には労働基準法の規定の六週間を上まわつて休業しているものが相当に多くなつています。

初産者と経産者の休業日数を比較すると、初産者は産前平均二五日、産後五二日休業してゐるのに対し、経産婦は平均産前二二日、産後五〇日となつており、初産者の方が休業日数が多くなつてゐます。これは一般家庭婦人の場合でも、産前や産後の就床日数などは、経産婦の方が短くてすむという傾向と一致しています。

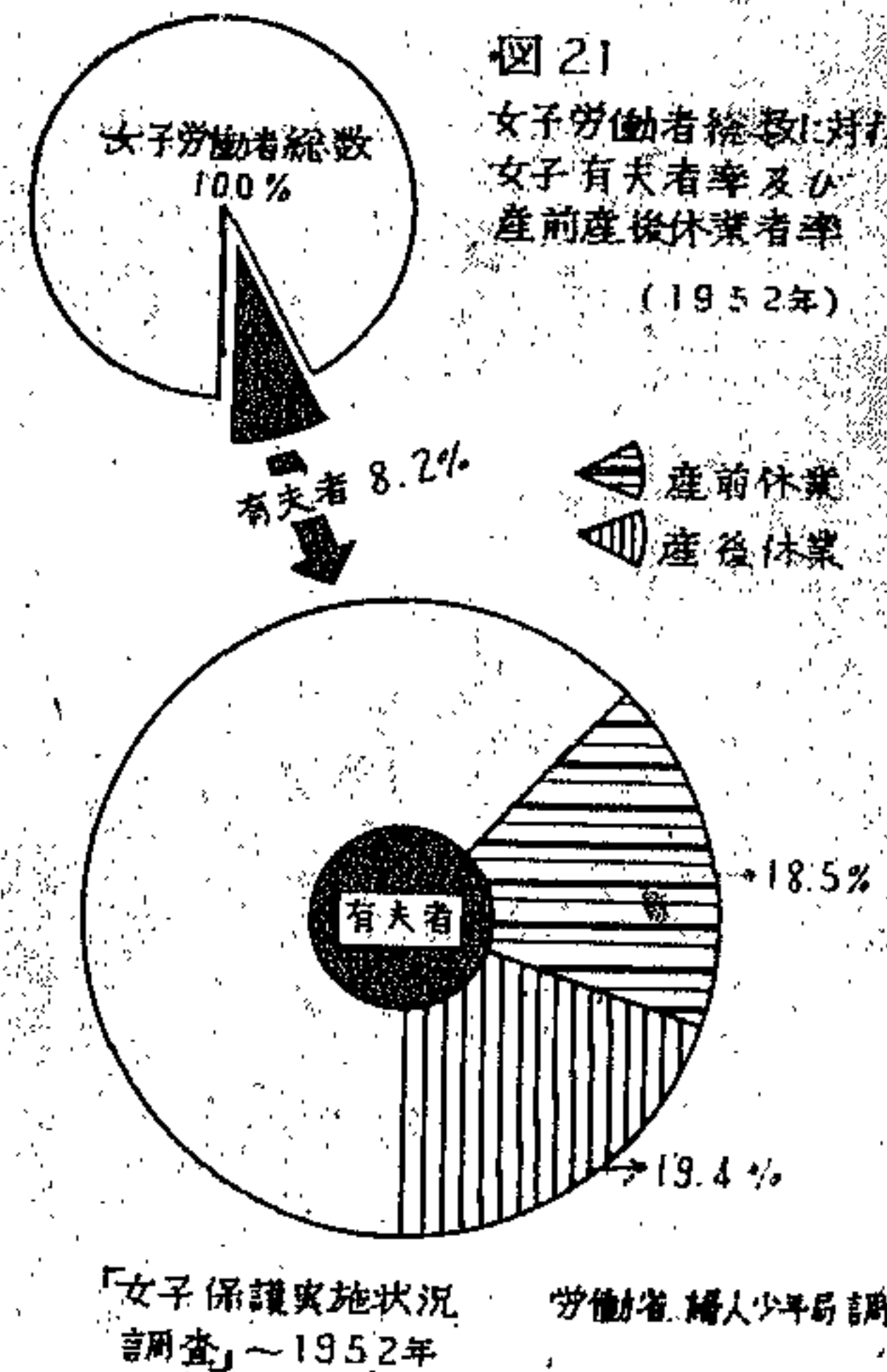
業務転換

妊娠中の過激な労働や長時間の作業は、一般に異常産を誘発する危険があるといわれていますが、前記調査によると異常産の割合が約6%で、とり

わけ初産婦の方にその割合が幾分高い傾向をみせています。労働基準法では、かうした妊娠中の母性の保護を計るため産前休業とは別に、妊娠中の女子労働者が請求した場合には、使用者は軽易な作業に転換させなければならないことになつてゐます。しかし、残念ながらこの規定も実際に活用するものは割合に少く前記一九五四年の調査の結果では、産婦の約九・一%となつてゐます。軽易業務転換後の場合の賃金について、労働基準法ではその保障規定は定められていないのですが、前記の調査結果では、大多数の八七%は同額又はそれ以上の賃金を得てゐました。

育児時間

労働基準法第六十六條に定められた育児時間の利用者は前述の様に乳児を持つものの大部分が利用しており、その七七%が一日につき六〇分以上、労働基準法では一日に二回各々少くとも三十分の育児時間を使用しています。育



児時間中の給子についても、その利用者の七四％が有給です。かうして育児時間は乳児をかかえた働く婦人によく利用されていますが、それだけにその必要性が高いといふことがいえます。授乳の場所については一九五四年の調査では、その大部分が事業場内に設けられて居り、自宅は二〇％となつています。事業場の中に授乳のための施設がどんな必要であるかを物語っています。

産前産後の退職者

最近結婚しても続けて働く婦人が多くなつたと云われていますが、出産又は妊娠をけい機として退職する率は非常に高く、一九五一年の調査（比較的大企業）では、産婦の三五％、同じく一九五四年の調査（比較的小企業）では二八％のものが、産前又は産後に退職しています。その中でも、産後の退職が多く、一九五四年の調査では、退職者の七九％、一九五一年の調査でもその八七％が産後の退職者です。このことは前述の様に、産後の休業日数の長いことや、その産婦の退職理由の中で、育児のためというものが最も多い（一九五四年の調査では四三％、一九五一年の調査では約九〇％）ことからみて、妊娠中も職場にふみ止つてきた婦人たちが、産後の休業をとつてもなお、その後の育児の処置に窮してやむをえず、退職していくという職場の実情を物語っていると思われれます。また初産者の退職率が経産者の退職率の二倍に近い割合（初産者三七％、経産者一七％）——一九五四年の調査——を示しているのも、育児等出産に伴う負担を初めて経験する初産者が、これを解決することができなくてやむをえず、退職するケースが多いことを示しているものと云えます。その反対に、産後にも職場にふみとどまつて働いている人たちは、母親など家庭で子供をみてくれるものを持つてゐるものが大部分で、前記調査でも乳児の保護をするものは家族と回答したものが七七％をしめてゐます。そこで現在では働く婦人の育児は託児施設等の公の機関を利用するよりはむしろ、大方が個人的な解決によつており、その様な手段のない場合には、否応なしに退職という結論になるものが多いと思われれます。

（三）婦人と労働衛生

欠勤からみた女子労働者の罹病率

女子は一般に欠勤率が男子に比して高い傾向にあると云われていますが、一九五三年一月—三月の労働基準局の調査によつても、各月とも女子の方が多く欠勤しています。（表40）しかし、その中、外傷による欠勤率は男子の方が

高く、疾病及びその他の欠勤率は女子が高くなつています。（図22）その原因としては、疾病及びその他の欠勤率は女子が高くなつていますが、前にもふれた様に、働く婦人の家事負担が男子よりも遙かに大きいことなども確かに疲労を招きやすく、罹病の機会が多くなる一因といえます。

定期健康診断からみた女子の罹病率

しかし、労働基準法により定められた定期健康診断の結果からみると、一九五三年上半期の罹病率は、むしろ男子の方が女子よりも高くなつており（表41）

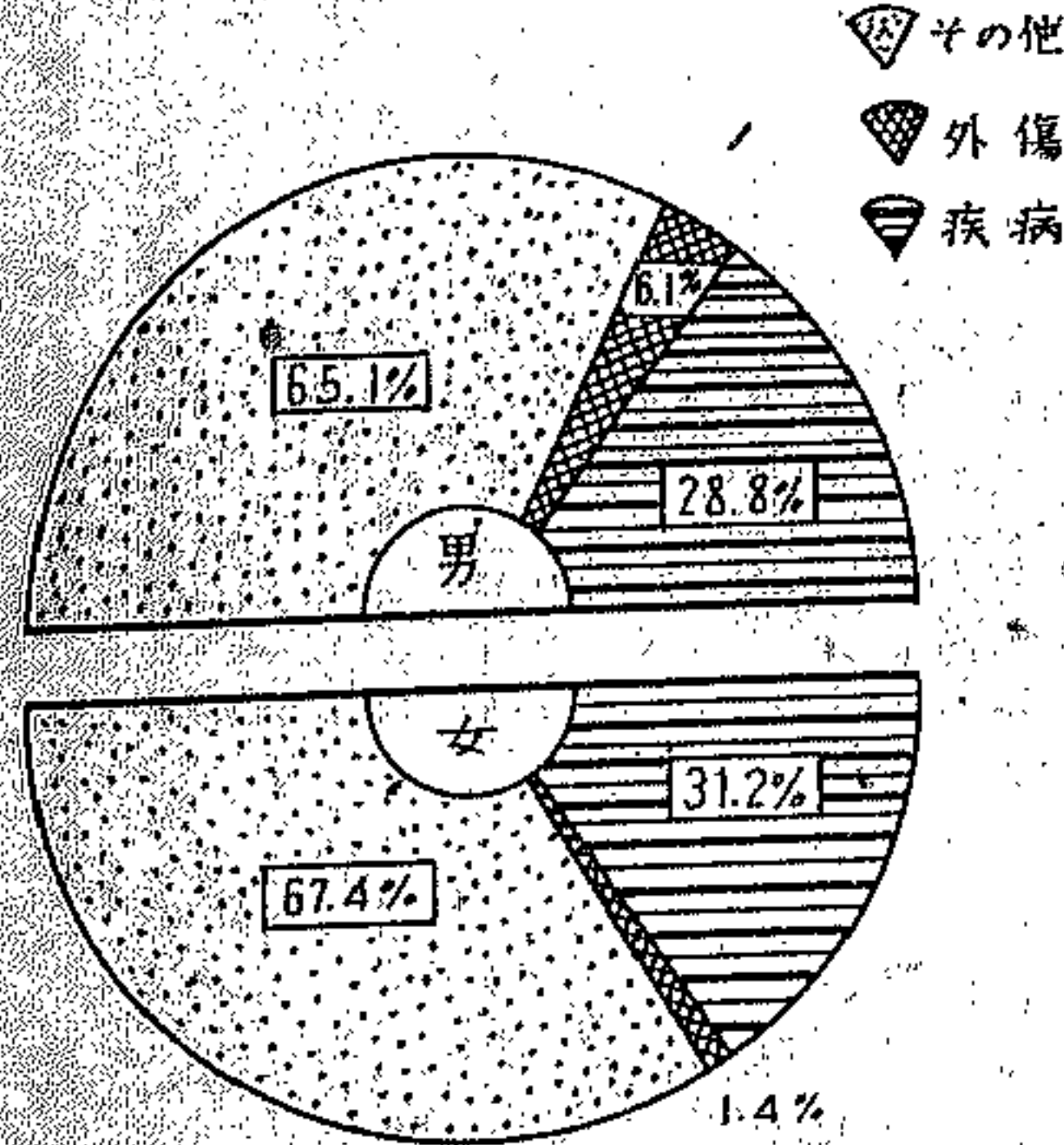
表40 男女病類及び月別欠勤率
(1952年1月～3月)

月別	計		疾 病		外 傷		そ の 他	
	男	女	男	女	男	女	男	女
1 月	8.98	9.93	2.32	2.47	0.49	0.12	6.17	7.34
2 月	8.16	8.35	2.35	2.60	0.50	0.11	5.31	5.64
3 月	8.31	9.15	2.46	2.67	0.48	0.12	5.37	6.36

労働省 労働基準局調

図22 男女別病類別欠勤率
(1952年2月)

労働省 労働基準局調



労働省 労働基準局調

前年と同様の傾向を示しています。この定期健康診断は一定の事業場が行う義務のあるものですが、これによると、結核の罹病率も女子の方が低くなつており、又その要療養者と要注意者の割合は一対六であつて、定期健康診断による早期発見が相当に有効であることを示しています。

(註1) 労働基準法第五十二条及び労働安全衛生規則第二十二條
産業別にみると、(表42) 運輸通信業、建設業などに女子の結核罹病率がむしろ高く、製造業では印刷製本業が特にその率が高いのが目立ちます。これに対し、比較的に屋外乃至は自然的環境の中の作業の多い農林業や水産業には結核罹病率が最も低く、要療養者は全くありません。

(註2) 安全衛生規則第四十九條

表41 男女及び病類別罹病率
(1953年1月～6月)

男女別	受検者数	疾病総計	結核	その他の病
男	1,511,925	17.1%	3.5%	13.6%
女	441,870	14.8%	2.8%	12.0%

労働省 労働基準局調

表42 産業別女子罹病率
(1953年1月～6月)

産 業 別	結 核		その他の病
	要療養者	要注意者	疾 病
農 林 業 及 び 水 産 業	0.6%	0.8%	10.9%
鉄 道 業	0.6%	1.8%	17.0%
建 設 工 業	0.6%	3.9%	8.2%
金 属 工 業	0.4%	1.9%	14.4%
機 械 器 具 工 業	0.4%	2.2%	12.5%
化 学 工 業	0.4%	2.1%	19.7%
窯業及び土木工業	0.4%	2.2%	18.4%
紡 織 工 業	0.3%	2.0%	9.8%
製材及び木製品工業	0.6%	1.2%	10.0%
食 料 品 工 業	0.5%	1.7%	11.6%
印刷及び製本業	0.8%	5.2%	14.7%
その他の工業	0.7%	1.4%	11.0%
ガス電気及び水道業	0.9%	3.7%	11.2%
商 業 及 び 金 融 業	0.7%	2.8%	13.1%
運 輸 通 信 業	0.9%	4.1%	8.7%
そ の 他 の 産 業	0.9%	2.8%	10.9%

労働省 労働基準局調

(四) 婦人と労働災害

女子は労働基準法によつて一定範囲の危険有害業務を禁止されている関係上、労働災害をうける割合は男子よりはるかに少ないのですが、その災害には男子と異つた特質がみられます。

労働災害の概況

一九五二年中、女子の労働災害による死傷者は二二、〇〇〇人です。これを年間の一日当り平均でみると、平均して一日に約六〇人の女子が、どこかの職場で災害をうけていることになります。これは男子の四六二、〇〇〇人に比べるにはるかに少ないのですが、災害のために休業をしている者の中で、八日以上以上の休業を必要とするものについてみると、女子は七〇%の割合を占めて居り、同じく男女合計の災害の中では六五%であるのと比べると、女子の方がやや高率を示していることが注目されます。(表43、図23、表44) これは災害の発生率について女子は男子に比べて低くても、災害にかかった女子に就いては、比較的重災害が多いことを示すものでしょう。

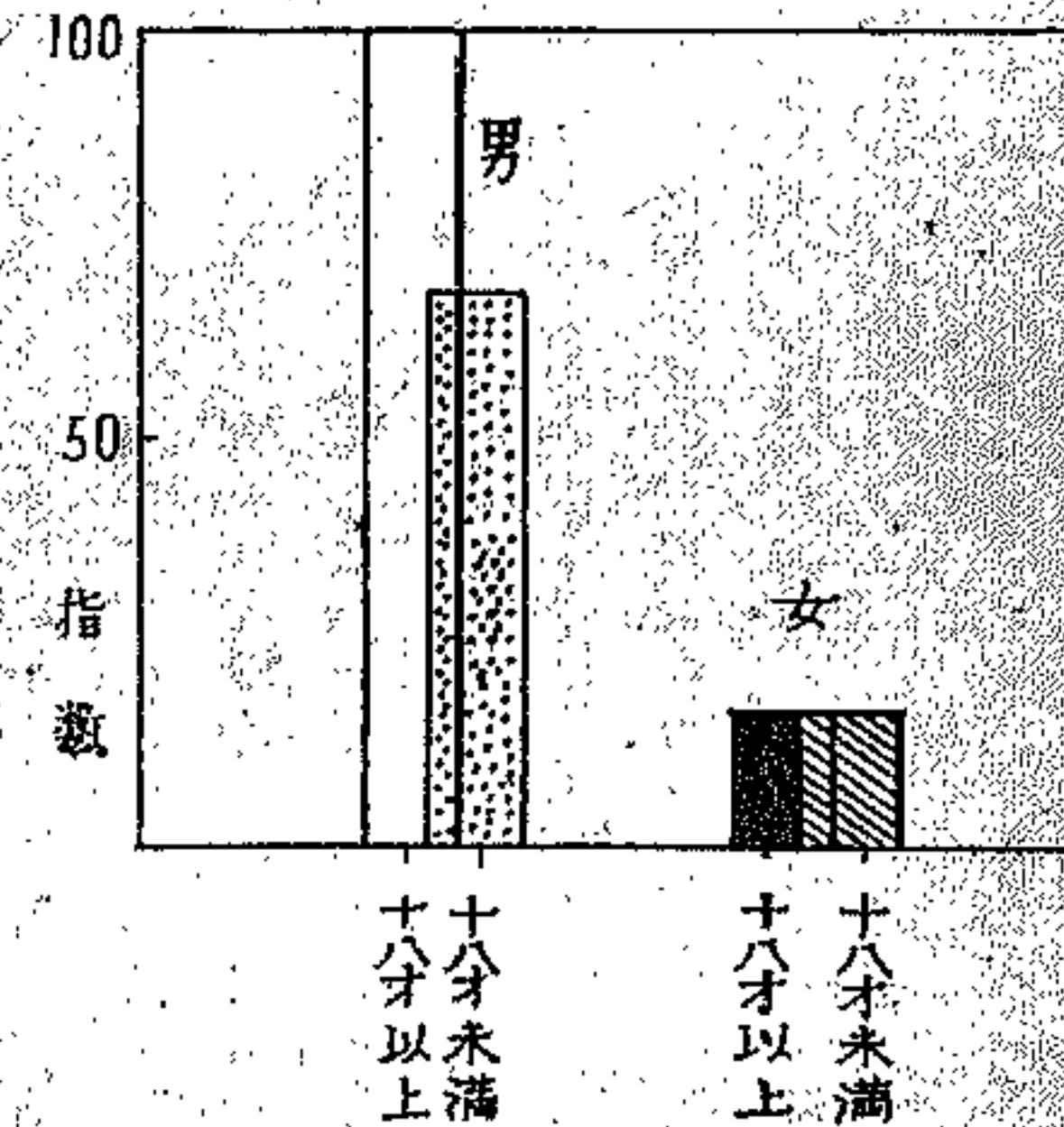
女子災害の多く起つている産業は死亡、傷害とも土木事業であり、死亡者が多く出ているのは化学工業です。又、女子就業

表43 男女・年少別死傷災害発生率
(1952年)

産 業 別	合 計			18才未満		18才以上		
	総 計	男	女	男	女	男	女	
全 産 業 件 数	484,400	462,400	22,000	10,500	2,700	451,900	19,300	
全 産 業 平 均	4.5%	5.8%	0.8%	3.2%	0.7%	5.9%	0.8%	
農 林 業	3.6%	4.7%	0.9%	3.5%	0.7%	5.5%	0.9%	
鉄 道 業	21.9%	24.0%	3.2%	10.0%	4.0%	24.2%	3.2%	
建 設 業	6.5%	6.9%	2.9%	9.2%	5.8%	6.9%	2.9%	
製 造 業	2.6%	2.7%	1.9%	3.5%	4.9%	2.1%	1.5%	
運輸通信及びその	22.6%	24.6%	4.8%	16.7%	2.8%	24.6%	5.0%	
他の公益事業								
自動車修理業	5.8%	6.9%	0.3%	2.0%	0.1%	7.0%	0.3%	
その他の	0.2%	0.3%	0.5%	1.7%	0.6%	0.3%	0.04%	

労働省 労働基準局調

図23 全産業男女別死傷災害発生率
(1952年)
18才以上男子=100



労働省、労働基準局調

表44 女子労働者業種別災害発生件数
(1952年)

業 種 別	総 計	死 亡	休 業	
			8日 以上	8日 未満
全 産 業 ¹⁾	17,475	111	12,257	5,107
機 械 器 具 工 業	1,289	2	795	492
化 学 工 業	1,596	16	818	762
製材又は木製品工業	1,580	4	1,382	194
紡 績 工 業	3,190	7	2,028	1,155
食 料 品 工 業	1,249	5	817	427
土 木 事 業	3,356	38	2,698	620
建 築 事 業	607	3	462	142
貨 物 取 扱 業	671	2	535	134

註1) 全産業総計に女子のうち満18才未満と鉱業を加算すると女子災害件数は22,000件となる
労働省、労働基準局調

者の多い紡績業にも災害が比較的多いことも注目されます。

——女子労働災害の原因——

女子の労働災害の原因を大別すると図24の通り、作業行動によるものが六四%で最も多くなっており、一般の労働災害と同様の傾向を示していますが、特に女子に多い災害は動力で運転する機械によるもので、女子の災害中二五%をしめています。尚、労働災害の原因を更に細かく分けると、表45、図25の通りで、一般に比べて特に女子の災害率の多いものは、

(一) 動力機械によるものの中では、鋸機、研磨機、その他の機械によるもの、歯車ベルト等によるもの、貨車、自動

(註1) 一九五二年労働基準局調

図24 女子の産業災害の原因
1952年

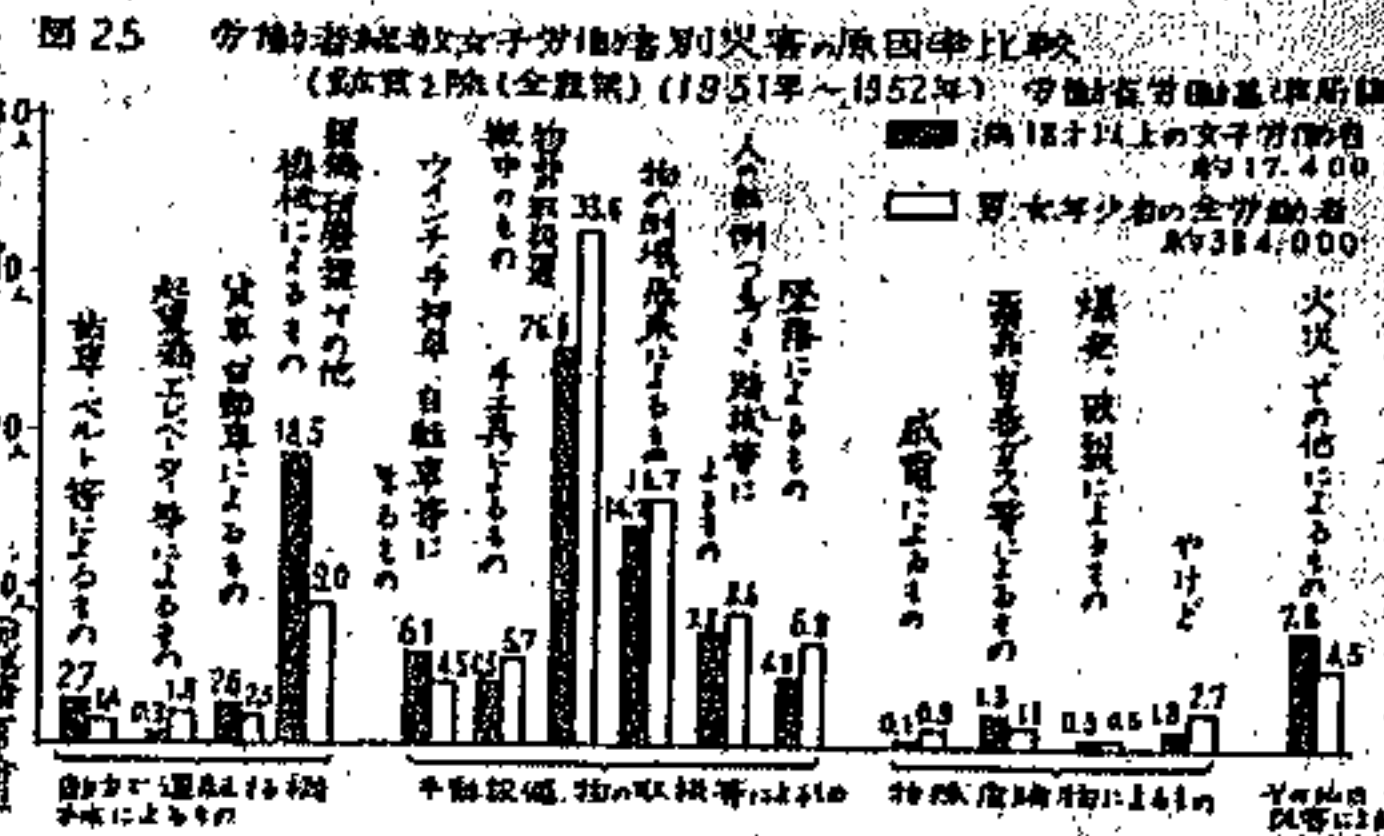
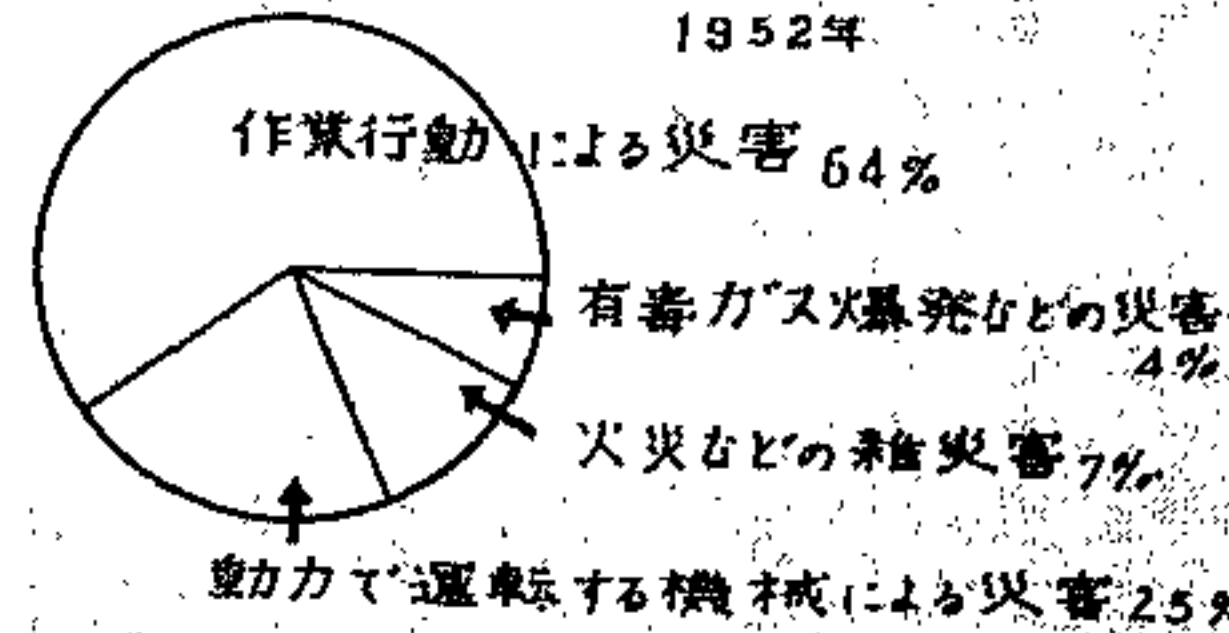


表45 女子労働者原因別(年次別)死傷災害発生率
(1951年~1952年)

原 因 別 分 類		1951年 (昭和26年)		1952年 (昭和27年)	
大分類	中 分 類	総数	女	総数	女
A 動力 力運 転害	1 動力伝導装置災害	1.4	2.8	1.4	2.6
	2 動力揚重機災害	1.8	0.3	1.8	0.3
	3 動力運搬災害	2.3	2.3	2.6	2.8
	4 一般動力機災害	8.9	18.3	9.1	18.6
B 作 業 行 動 害	5 手動揚重運搬機災害	4.2	6.1	4.8	6.0
	6 手当機工具災害	5.8	4.5	5.5	4.4
	7 取扱運搬災害	33.5	26.0	33.7	27.5
	8 飛来物災害	16.5	15.0	16.9	14.3
	9 墜落災害	8.6	7.8	8.3	7.8
	10 踏破災害	6.6	4.1	6.9	4.4
C 特 殊 災 害	11 電 気 災 害	0.9	0.1	0.9	0.1
	12 毒 劇 災 害	1.2	1.3	1.0	1.2
	13 爆 発 災 害	0.4	0.4	0.5	0.6
	14 高 熱 災 害	2.8	1.8	2.5	1.8
D 雑	15~17 火災倒壊雑災害	4.9	8.7	4.1	6.9

註1) 女子は満18才未満年少者を除いたもの。
2) 男、女、年少者男女を含んだものである。

労働省、労働基準局調

車等によるものであり、

(一) 手動設備、物の取扱に原因するものでは、ウインチ、手押車、自転車等によるもの。

(二) 薬品有毒ガス、及び

(三) 火災その他によるもの

などがあげられます。災害の割合は男子に比べて低くとも、女子に特有な労働災害があり、その安全教育について特別の考慮を払う必要があることが知られます。

表46 産業別単位労働組合数及び組合員数
(1953年6月現在)

産 業 別	組合数	組 合 員 数			
		総 数	女	男	総数に対する女の割合 %
全 産 業	30,129	5,842,678	1,357,965	4,484,713	23.2
農 業	221	9,023	1,736	7,287	19.2
林 業 及 び 狩 猟 業	437	57,337	5,364	51,973	9.4
漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	117	33,895	1,043	32,852	3.1
鉄 業	1,190	465,392	39,415	425,977	8.5
金 属 鉄 業	208	60,880	6,240	54,640	10.2
石 炭 鉄 業	744	378,242	30,592	347,650	8.1
原油及び天然ガス生産業	36	5,094	206	4,888	4.0
非 金 属 鉄 業	202	21,176	2,377	18,799	11.2
建 設 業	1,709	267,890	58,352	209,538	21.8
製 造 業	9,139	1,872,460	563,706	1,308,754	30.1
食 料 品 製 造 業	743	65,642	21,313	44,329	32.5
煙 草 製 造 業	56	25,393	12,169	13,224	47.9
紡 織 業	1,143	396,834	287,584	108,750	72.5
製 糸 洗 上 機 毛 業	255	68,437	58,437	10,000	85.4
紡 績 及 び 撈 糸 業	325	194,179	140,716	53,463	72.4
織 物 業	278	82,369	61,295	21,074	74.4
衣服及び身廻品製造業	97	14,590	10,296	4,294	70.6
木材及び木製品製造業	814	30,340	5,257	25,083	17.3
家具及び装備品製造業	124	5,182	860	4,322	16.6
紙及び類似品製造業	302	60,906	10,620	50,286	17.4
印刷、出版及び類似産業	514	75,768	14,558	61,210	19.2
化 学 工 業	971	239,389	52,813	186,576	22.6
石油及び石炭製品製造業	70	11,904	1,407	10,497	11.8
ゴム製品製造業	184	44,288	21,792	22,496	49.2
皮革及び皮革製品製造業	49	5,192	1,176	4,016	22.7
ガラス及び土石製品製造業	575	79,259	17,811	61,448	22.6
第一次金属製造業	536	212,750	16,189	196,561	7.6
金属製品製造業	477	47,236	6,836	40,400	14.5
機 械 製 造 業	1,135	156,117	15,295	140,822	9.8

(労働省労働組合基本調査)

四、労働組合の中の婦人

戦後、飛躍的な発展をした労働組合の活動の中で、婦人の力も素晴らしく成長しましたが、特に、組合員の増加には目覚ましいものがあります。

(一) 女子の組合加入状況

一九五三年六月現在、女子組合員は約一三六万を数え、全組合員の約二三%をしめています。中でも、特に紡織業や衣服身廻製品製造業などでは、組合員の七割以上が女子でしめられ、その他、ゴム製品製造業、映画業、映画以外の興業娯楽、劇場及び附随事業、教育、金融及び保険業、卸売及び小売業などでも組合員の三割以上が女子であり、労働組合の活動の中で、婦人の動きがかなり重要な関係を持つていて、物語つていきます。(表46)また婦人の組合員の数の上からみると、紡績、製糸、織物等の紡織業と教育に婦人組合員総数の約四割が集中しています。

婦人労働者の組織率は一九五三年六月現在、約三四%と推定され、男子の組織率四四%に比べると低くなつています。しかし、これも戦前、最も組合員の多かつた一九三六年(昭和十一年)に於て女子組合員数二四、六八五人、組織率一・四%であつたことからみれば、驚くべき発展といふべきでしょう。

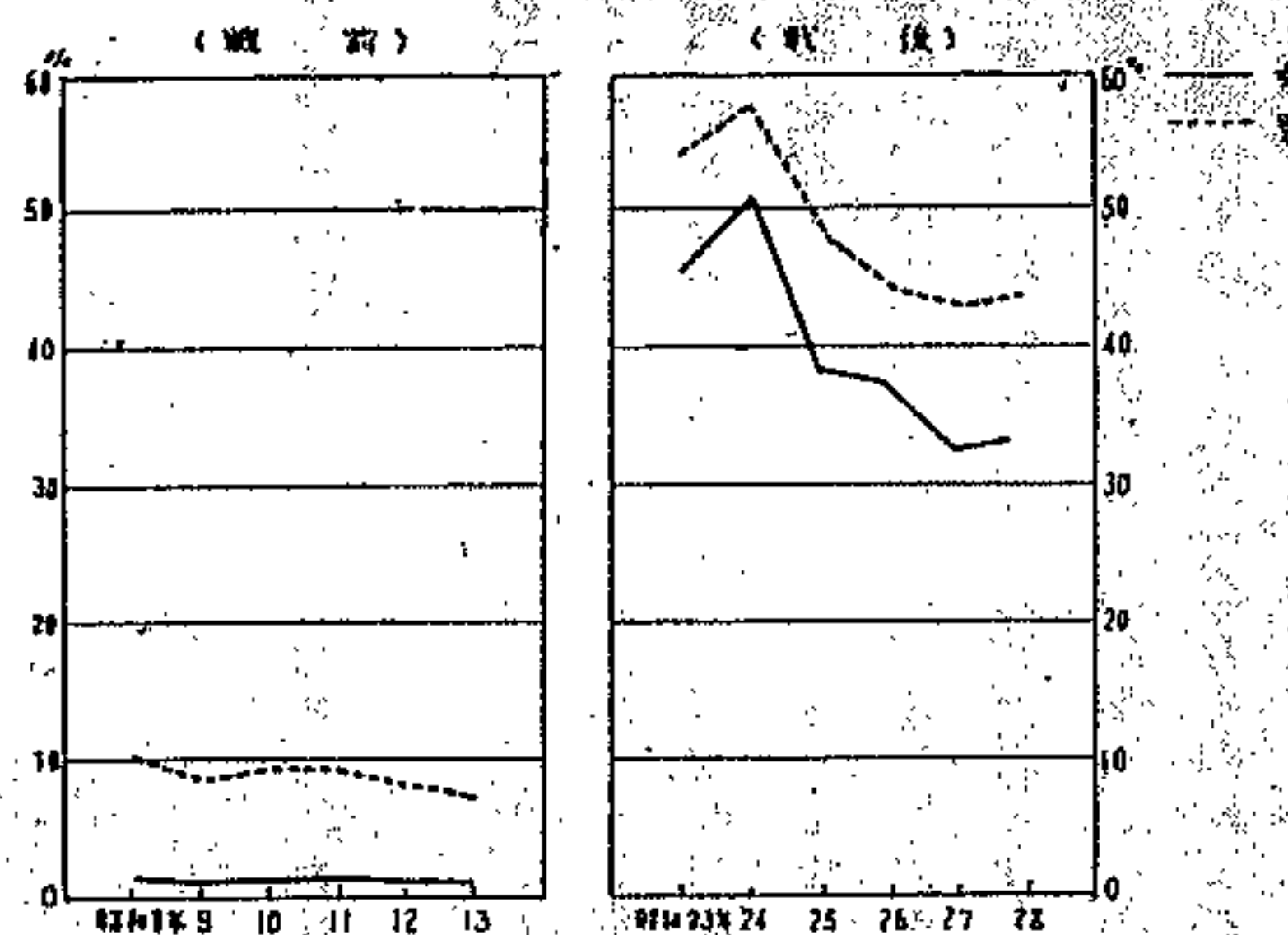
婦人の組織について戦後の動きを一つとすると、労働組合の活動が最も活潑になつた一九四九年(昭和二十四年)には女子の組合員の数も約一五二万を数え、その組織率は五一%と最高を示しました。しかしその後、国際状況の変化、使用者勢力の立ちなおり、更らに又経済安定政策などが影響して、一時男女とも相当の減少をみせましたが、一九五二年から五三年にかけては、再び女子雇用者の増加、組合活動の活発化などを反映して、女子の組合員数も組織率もまた増加してきました。(図26)

(二) 女子の役員選出状況

このように組合加入の状況からみると、多少の消長はありながら、戦後の組合の中の婦人の力は相当に成長したといことが出来ます。けれども労働組合活動に於て、婦人の実力を代表する組合役員の中の婦人の状況からみると、その成長には、まだなかく問題があるようです。

(註1)

図26 男女別労働組合推定組織率の推移



- 註1) 昭和14年以降戦時中は調査方法が変更し、資料不備のため掲載しなかつた。
 2) 昭和28年については暫定数である。
 3) 戦前は内閣統計局労働統計要覧により、戦後は労働省、労働組合基本調査による。
 4) 婦人少年局、婦人労働資料33号、労働組合のなかの婦人、1954年版、付表内男女別労働組合推定組織率の推移参照。

表47 男女別労働組合役員選出状況

年 別	組合員総数に対する組合役員総数の割合	女子組合員総数に対する女子組合役員総数の割合	男子組合員総数に対する男子組合役員総数の割合
1952年(昭和27年)	6.0	1.3	7.3
1953年(昭和28年)	4.4	1.2	5.2

註1) 役員とは委員長、副委員長、書記長、会計監査の四役及び組合執行機関の構成員をいう。

労働省 労働組合基本調査

表46 (つづき)

産 業 別	組合数	組 合 員 数			
		総 数	女	男	総数に対する女の割合 %
電気機械器具製造業	525	141,032	34,917	106,115	24.8
輸送用機械器具製造業	517	209,515	15,566	193,949	7.4
専門機械器具製造業	158	34,340	9,142	25,198	26.6
その他の製造業	149	17,283	8,105	9,178	46.9
卸売及び小売業	1,358	142,151	47,741	94,410	33.6
金融及び保険業	1,203	265,166	98,669	166,497	37.2
不動産業	9	1,664	551	1,113	33.1
運輸通信及びその他の公益事業	6,663	1,394,082	159,084	1,234,998	11.4
鉄 道 業	1,937	404,698	10,615	394,083	2.6
地方鉄道業及び軌道業	208	158,423	19,598	138,825	12.4
道路旅客運送業	252	46,945	11,571	35,374	24.6
道路貨物	451	51,759	3,374	48,385	6.5
水 運 業	139	98,328	2,896	95,432	2.9
航空運輸業	1	1,490	82	1,408	5.5
倉 庫 業	96	8,299	1,365	6,934	16.4
運輸に附帯するサービス業	758	124,603	8,560	116,043	6.9
通 信 業	1,986	324,647	86,917	237,730	26.8
熱、光及び動力供給業	719	151,616	12,019	139,597	7.9
水道業及び衛生業	116	23,274	2,087	21,187	9.0
サ ー ビ ス 業	5,062	876,010	289,260	586,750	33.0
自動車修理及びガレージ業	106	17,473	1,411	16,062	8.1
その他の修理業	74	9,737	1,239	8,498	12.7
映 画 業	96	12,570	4,085	8,485	32.5
映画以外の興業娯楽業	33	3,056	1,385	1,671	45.3
劇場及び附随事業					
教 育 業	3,309	609,006	219,527	389,479	36.0
駐 留 軍 労 務	123	116,922	10,708	106,214	9.2
その他のサービス業	1,321	107,246	50,905	56,341	47.5
公 務 業	3,016	456,869	92,916	363,953	20.3
分類不能の産業	5	739	128	611	17.3

〔註1〕「労働組合基本調査」一九五三年、労働統計調査部

(三) 婦人部の活動状況

労働組合の中には、婦人部または青婦対策部など、特に婦人のために部局を持つているものがありますが、全国主要労働組合について婦人少年局があつめた資料からみると、^{〔註1〕}一九五三年のその活動の重点は次のとおりです。

- (1) 教育啓蒙活動
- (2) 組織活動
- (3) 調査その他の活動

この中、組織活動と教育啓蒙活動とは表裏一体のかたちで行われ、その活動を推進するために調査その他の活動がなされていくようです。

婦人部の教育啓蒙活動の方法としては、第一に初歩の段階として、生花、茶の湯、料理、その他レクリエーションの機会に労働教育のプログラムを組合せて、労働組合に関する初歩の知識をやさしく折りこんでいるのが、一般的です。

次の段階では、労働問題、婦人労働問題、社会問題、労働法規等の基礎講座を主に、会議のすすめ方、職場見学、その他紙芝居、幻灯などで視覚教育を加えているところもあります。

指導者を対象とする場合には、更に、労働運動史、社会思想史、日本経済、賃金論など理論的なものを加え、その方法もただ講義をきくだけでなく、分科研究、総合発表、討論などを行つていく場合があります。

次に婦人部、または青婦対策部の行う調査についてみると、労働組合全体の基本的な調査を婦人部が分担したもの、婦人に特殊な問題に関して調べたもの、与論調査的なものなどがあります。

〔註1〕「労働組合の中の婦人」一九五四年労働省婦人少年局

その他の活動としては、各種資料の作成などをしていくところもありますが、又、一般に婦人部は苦情処理機関としての役割を果し、組織を通して職場の婦人問題の解決のために、多くの努力がなされているといえましょう。全国主要労働組合の婦人部や青婦対策部が婦人の問題としてとりあげたテーマとして主なもの、男女同一賃金、進級、昇格等に対する男女差のつばいなど、男女の均等対遇に関するものや、配置転換、人員整理など雇用に関するもの、労働時間、深夜業等の労働条件に関するもの、その他、母性保護に関するもの、組合活動に関するものなどがあります。

かうして組合のなかの婦人は組織を通して年を逐うて成長をしています。しかし労働組合の中の婦人のあゆみは決して容易なものではなく、多くの問題が今後に残されていると、どの婦人部でも云つていきます。

•婦人労働の実情 婦人局労働資料No.34
1953年

昭和29年12月8日印制
昭和29年12月13日発行

東京都千代田区大手町1丁目7番地

編集兼 労働省婦人少年局
発行人

住 所 東京都中央区入舟町2の3
印刷所名 中和印刷株式会社